

会 議 録

会議の名称	令和7年度第1回つくば市こども未来懇話会	
開催日時	令和7年（2025年）7月17日（木） 開会 午後1時30分 閉会 午後3時30分	
開催場所	つくば市役所本庁舎2階 会議室201	
事務局（担当課）	こども部こども未来センター	
出席者	委員	藤田 晃之委員（座長）、外山 美樹委員（副座長）、宮田 征門委員、佐藤 夏穂委員、大西 まり子委員、富田 哲司委員、尾見 裕史委員、山田 仁巳委員、大久保 良文委員、かさい ひろこ委員
	事務局	福祉部長 根本 祥代、社会福祉課長 中村 銀華、社会福祉課課長補佐 伊藤 寛、保健部長 鈴木 加代子、こども部長 安曾 貞夫、こども部次長 吉沼 浩美、こども政策課長 木村 真理、幼児保育課長 岩田 光弘、こども育成課長 小林 将明、こども育成課課長補佐 飯村 由紀子、こども未来センター課長 中山 美希、こども未来センター課長補佐 豊田 絵美、こども未来センター係長 藤田 由夏、こども未来センター係長 岡田 名保子、こども未来センター係長 久保田 由紀、こども未来センター主査 佐藤 隆正、こども未来センター主事 大里 一貴、教育局長 久保田 靖彦、教育局次長兼学務課長 森田 信道、教育総務課課長補佐 飯村 賞賜、教育局企画監兼教育総務課課長補佐 青木 孝之、学び推進課学校教育政策監 小野 尚文、学び推進課係長 巾崎 一真、学び推進課係長 甲斐 夢帆、学び推進課特別支援教育推進室長 中島 澄枝、学び推

	進課教育相談センター所長 須藤 文雄、生涯学習推進課課長 澤頭 由紀子		
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	1名
非公開の場合はその理由	—		
議題	第2期つくば市子ども未来プランに関する意見交換等		
会議録署名人	—	確定年月日	—
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 委嘱状交付 4 委員自己紹介・事務局職員紹介 5 報告・協議事項 (1) つくば市子ども未来懇話会及び第2期つくば市子ども未来プランについて (2) 子ども・家庭の現状報告について (3) 第2期つくば市子ども未来プラン実施事項重点項目事業進捗について (4) その他 6 閉会		

【報告・協議事項】

藤田座長：それでは進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。毎回のことでございますけれども、協議に移る前に皆様にご覧いただけます。懇話会での発言に関しましては挙手をしていただきまして、私から指名をいたしますので、そのあとにご発言くださいませ。また可能な限り

明瞭にご発言いただきますようお願いいたします。また、円滑に進行するため、ご意見につきましては、なるべく簡潔におまとめいただけますと大変助かります。どうぞよろしくようお願いいたします。それでは、次第の5でございませうけれども、報告協議事項に移りたいと思います。まず(1)となりますが、つくば市子ども未来懇話会及び第2期つくば市子ども未来プランについて事務局からご説明いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

(1) つくば市子ども未来懇話会及び第2期つくば市子ども未来プランについて
子ども未来センター：（資料に沿って説明）

藤田座長：ありがとうございます。今ですね、議事次第の報告協議事項の(1)につきまして、子ども未来懇話会自体の設置の目的とその概要、そして第2期つくば市子ども未来プランについてのご説明を資料4に基づきながらいただきました。式次第をご覧くださいませうとですね、(2)で子ども・家庭の現状についてはまた詳しくご説明いただくことになるかと思ひますが、このつくば市子ども未来プランにつきまして、この未来プラン自体につきましてのご確認事項ご質問事項があれば、今、お受けしたいと思ひます。いかがでしょうか。

富田委員：質問なんですけど、スクールソーシャルワーカー、これは一体何なんでしょうか。

藤田座長：それでは用語の説明でございませうがお願いいたします。

学び推進課：スクールソーシャルワーカーにつきましては、各学校に配置されており、学園ごとに1人、市内で18人、学校に配置されているワーカーさんとなります。仕事の内容としては、子どもたちの様子から家庭の困窮具合だったり、家庭での困り感などを聞き取って、家庭の方に直接入って支援をする形の支援員さんとなっております。

富田委員：わかりました。国家資格とかそういうことではない。

藤田座長：資格はございますが、国家認定のいわゆる独占占有資格ではございません。民間資格はございます。

富田委員：民間の資格があるということですね。わかりました。スクールカウンセラーとは違う。

藤田座長：スクールカウンセラーも簡略にご説明いただくことは可能ですか。簡略で結構です。

学び推進課：スクールカウンセラーにつきましては、学校の方において、活動場所が学校になります。子どもたちや、保護者の相談を受けるのがカウンセラー業務となっております。

藤田座長：基本的にはスクールカウンセラーは子どもに直接支援を、相談を通して支援をする方で、スクールソーシャルワーカーはどちらかという家庭と学校の繋ぎで、家庭の方に支援を重点的に提供する方というふうにご理解いただけたらいいんじゃないのかなと思います。

大西委員：3点ありまして、1点目が、2ページ目の将来貧困に陥る可能性のある子ども、という子どもなんですけれど、これがちょっと具体的に全くイメージがわからず、将来貧困に陥る可能性のある子どもっていうのは具体的にどのような子どもをイメージされていらっしゃるのでしょうか。

藤田座長：まず1点目ですけれども、将来貧困に陥る可能性がある子ども、いわゆる後追い型ではなくて事前に防いでいこうというふうな視点から作られた概念でございますが、視点というか基準等をご説明いただけますでしょうか。

こども未来センター：ご質問ありがとうございます。将来貧困に陥る可能性がある子どもというのは、今現在、経済的に問題を抱えていなかったとしても、今現状抱えている課題が、学校の通学が難しくなっていたりとか、人間関係の構築が難しくなっていくところ、今現在の課題が、社会に出ていくときに困難になる可能性があることっていうところで、将来の貧困って

うところで整理しております。

大西委員：ありがとうございます。2点目が10ページ目なんですけれども、不登校（年間の欠席30日以上）となると、例えば12ヶ月で考えると、月3回欠席ってということになると思うんですけど。何かこうイメージしていた不登校とは何か大分広いなと思ったんですけど、これは全国的にこんな基準なのでしょうか。

藤田座長：年間の欠席30日というのは全国の基準で全国基準統一なんですけど、今ご指摘のように月に3日休んだのが10ヶ月続くということではなくてですね、概念ございますのでこれもご説明いただくことは可能ですか。

学び推進課：はい。不登校の規定というのは文部科学省の方でラインがありまして、問題行動調査の中で、年間の欠席日数30日を超えたもの、それから、それが継続して30日越えているものが不登校となります。ただし、不登校と1度なっても、そのあと継続的に登校が続いている状況があれば不登校は解消となることもあります。

藤田座長：いわゆる病気その他、明確な理由を伴わないもので、年間30日ということで継続性が1つの指標になるかと思えます。これは今ご説明ございましたように、文部科学省として統計をとるときの指標で全国统一の指標になっております。

大西委員：ありがとうございます。最後なんですけれど、11ページの、末尾、生活保護世帯に属する子どもが希望する進路に進むことができた割合っていう部分なんですけれど、これ普通の子でもなかなか希望する進路には進めないんじゃないかっていうイメージがあって、この希望する進路に進むことができる、できたっていうのは具体的にはどういう。

藤田座長：そうですね具体的な指標ですよ。これも重要な指標になりまして、この第2期プランの成否を検討する際非常に重要ですので、ここでご説明いただくことが妥当かと思えます。いかがでしょうか。

こども未来センター：ご質問ありがとうございます。こちらにつきましては、より困難を抱えている生活保護世帯に属する子どもが希望する進路に進むことができた割合を100%とさせていただきますのは、非常に難しい目標値ではあるとは理解しておりますけれども、私どもつくば市の方で学習会の学習支援の場というところの提供をしている事業が複数ございます。進学のお機会というところをより困難な子どもたちに提供するといえますか、届けられるように、ここは力を入れたいというところで、目標100%とさせていただきますところでございます。

藤田座長：これは確認ですけれども、非常に具体例を挙げてしまいますと、例えば高校進学を希望していた子どもが高校に進学できたら目標値の中に入るのか、それとも特定のA高校、B高校というレベルで進学校が決定した場合目標値に入るのか、大きな差だと思うんですが、これはどのように考えたらよろしいですか。

こども未来センター：進学というところで判断しております。

藤田座長：高校進学を希望していた子どもたちが、高校進学が達成できれば目標値を達成したというふうに考えるわけですね。いかがですか。

大西委員：理解できました。ありがとうございます。

藤田座長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。おそらく、この(2)をご説明いただくとさらに現状がわかるかと思っておりますので、また(2)ご説明いただいた後でまたこの(1)のプランに戻って、ご質問いただくことも可能かと思っております。では(2)につきまして現状につきましてお願いいたします。

(2) 子ども・家庭の現状報告について

こども未来センター：（資料に沿って説明）

藤田座長：ありがとうございます。大変丁寧にご説明いただきました資料の6-2、6-1でございますが、こちらは前半に日本全体の様子もご説明いた

だきまして、後半、2の(1)からつくば市内の状況、そして今日は資料6-2に関しましては、あるケース、非常に複合的な困難を抱えていらっしゃる女の子さんのケースでしたけれども、現在高校卒業し、就労に向けて頑張っている様子まで詳しくご報告いただいたところです。これからご質問いただくわけですが、その前に私の方から補足のご説明のお願いをしたいと思います。今日は資料の6-1の後ろから数えて2枚目の裏側ですが、つくば市で困難を抱えている子どもたちについて、今の数値をご説明いただいたところでございますけれども、この中で、青い羽根学習会、そしてはやぶさ教室、それから青い羽根のいえ、先ほど週に3回開設されていたということのご説明もございましたが、もうちょっと具体的に今回からご参加の委員の方もいらっしゃいますので、青い羽根学習会、はやぶさ教室、そして青い羽根のいえについて補足をお願いしてよろしいですか。

こども未来センター：青い羽根学習会のはやぶさ教室についてご説明させていただきます。主に青い羽根学習会は、4年生から9年生までの児童生徒を対象としているんですけれども、はやぶさ教室については各学校を拠点に小学3年生の方を対象として学習会を行っております。基本的には週1回の開催なんですけれども、学校行事に合わせて、開催数に変動することもあります。以上です。

藤田座長：ありがとうございます。はやぶさ教室につきましては困窮していらっしゃるお子さんを中心にして週1回各学校拠点ですね、青い羽根学習会については学校拠点ではなくて4～9年生というふうな理解でよろしいですか。

こども未来センター：はい。

藤田座長：その頻度ですけれども、青い羽根の学習会の頻度というのはどのくらいになりますか。

こども未来センター：ちょっと補足なんですけど、はやぶさ教室については小学3年生、全小学3年生を対象としているので、就学援助だったりとかっ

うところは特に関係はないので、はい。ただ、はやぶさ教室以外の学習会につきましても、就学援助、生活保護の世帯を対象としております。

藤田座長：わかりました。青い羽根のいえですが、こちらは週に3回、開催、参加可能だというふうに理解してよろしいですか。

こども未来センター：青い羽根のいえについて説明させていただきます。開設の日数につきましては、かつて週3回という開設頻度だったんですけれども、その後週5日開設という形で拡充を行っておりまして、今年度からは、拠点を1つ増やして、さらに拡充をしているところです。なので、現状では週5日開設している事業所と、週3日開設の事業所と2つあるというような状況です。

藤田座長：ありがとうございました。今、基本的な用語、施設、設備等についてのご説明いただきましたが、これを含めましてももちろん結構でございます。今のご説明資料の6-1、6-2につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

大西委員：質問ばかりで申しわけございません。今のこのつくば市で困難を抱えている子どもたちというページなんですけれど、こども家庭相談新規件数とかが毎月毎年増えていて、令和6年度虐待が619人ってなっているんですけれど、虐待もやはり割合的に、何ていうかどうい割合で増えていっているのかっていうのが1点と、もう1点が相談の内訳みたいなもの分析、どういう分析なのか深刻度に分けているのか、それとも、その相談の性質ごとに分けているのかわからないですけど、なんかは分けて分析のようなことはされていらっしゃるのでしょうか。

こども未来センター：事務局からお答えさせていただきます。虐待に関しましては徐々に増えている状況でございます。こちらの方、令和6年の実績は619名でしたが、令和5年度は482名っていう形で、その前が312名という形になりますので年々増えている状況にあります。こちらの方は周知度、特に心理

的虐待と言われる、夫婦げんかの目撃であったりとかっていうところも虐待に当たるといところが認知されてきていることもありますので、そういったことも含めて虐待の方の相談っていうのは増えてきている状況、こちらの方全国的に増えているような状況になっております。こども家庭相談の件数の割合になるんですけども、こちらの方を育児不安、虐待、発達障害、不登校、非行という形でちょっと分類をさせていただいております。もっと本当は細かいんですけども、改めて、大まかに分けると、大体、育児不安ですね、子育ての仕方とか子育ての情報とか教えてくださってというようなお話っていうのが大体この15,000件のうちの半数を占めるような形になります。虐待に関すること、通告っていう形であったりとか、ちょっとたたいてしまいましたとかいう相談も含めるんですけども、そういったところが大体3〜4割弱ぐらいですね、発達の、発達障害とか言葉の遅れとか落ち着きがないとかいったようなものが大体5%前後ぐらいですね。あと、不登校に関しましては教育局で受けられていることも多いんですけども大体1.5%ぐらいですね。あと、非行に関すること、家出であったりとか、ちょっと盗んでしまいますとかってというようなものが大体0.6%で、その他、どこにもちょっと属さないものっていうような形で、一応割合があるような状況にはなっております。

大西委員：ありがとうございます。すいません、あと1点だけよろしいですか。先ほどのこども未来センターで関わった困難を抱えた事例っていうところで、年齢が18歳っていうふうに表ではなっているんですけど、これ、何ていうか、このこども未来センターで考えている子どもっていうのは、基本中学生までという理解でよろしいのでしょうか。

こども未来センター：お答えさせていただきます。児童福祉法に基づいて18歳までのお子様をこちらの方ではかかわらせていただいております。現在、このお子さんも高校卒業して本来ではもう18歳なので、児童福祉からは外れて

くるんですが、いまだに相談っていう形、少し挨拶程度ですけれども来ていただいております。今回ケースの方、事例を挙げさせてもらったのはちょっと過去の経過という形でさせていただいておりますので、当時14歳で、4歳、1歳の子も、そのあと生まれてきたっていうようなことにはなりますので、はい、18歳までとなります。

大西委員：そうするとやっぱり高校生までは入ってくるっていうことなんですね。すいません、ありがとうございます。

藤田座長：はい。他にいかがでしょうか。またですね今日の協議事項でございます。(3)もでございますので、こちらの進捗状況をお伺いして、またさらに突っ込んだご質問あるかと思っておりますので、まず(3)のご質問を先にご説明いただくから、ゆっくり皆様方から総括的なご質問いただきたいと思います。それではこちらの第2期つくば市子ども未来プラン実施事項の重点項目の事業進捗について、ご説明を。(挙手する者あり)

佐藤委員：すいません、青い羽根のいえのことちょっと聞きたいんですけど、拠点は今何個あるんですか。

子ども未来センター：拠点の数としては、現在2か所あります。

佐藤委員：生活困窮者の児童しか行けないってことですか。

子ども未来センター：事業の対象としては、養育環境に課題を抱えていたりとか、あとは家庭にも学校にもちょっと居場所がないなっていうようなお子さんであったりとか、貧困の家庭も含めてっていうことにはなるんですけれども、そういったお子さんが安心して過ごしながら、いろんなものを、一般的には家庭とか学校で身につけるっていうことが期待されるような、生活習慣とか、学習習慣とか、社会性の発達だとか、そういったところを安心して過ごす中でサポートしていくっていうような場所になります。

佐藤委員：それは何時から何時までやっているところなんですか。

子ども未来センター：平日は放課後から夜、食事の提供も行っているんですけ

ど、夜までで、休日に関しましては、朝からお昼ぐらいの時間でやっています。

佐藤委員：それは場所が2か所しかないと自分で通うことができないじゃないですか。それは親御さんに送迎してもらったりして行っているってことですか。

こども未来センター：今市内にある事業所では、事業者さんの方で送迎を対応していただいています。

佐藤委員：居場所がなかったりとか、そういう児童が行かれると思うんですけど、そこでの人間関係とかってというのは大丈夫なものなんですか。

こども未来センター：そうですね当然子ども同士の間わりの中で、いろいろなことが起きたりとかってということは想定はされるんですけども、比較的手厚く大人たちも関われるような環境で、そういったいろんな間わりの中でお互いに学んでいくっていうような、そういった形になっています。

佐藤委員：わかりました。ありがとうございます。

藤田座長：大変失礼しました。他にありませんか。よろしいですか。それでは(3)につきましてのご説明をお願いいたします。

(3) 第2期つくば市こども未来プラン実施事項重点項目事業進捗について

こども未来センター：そうしましたらプラン資料7をご覧ください。まず(1)の1-1、こども未来センターを中心とした支援の連携体制の構築についてご説明させていただきます。こども未来センターは令和6年4月に、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有することも家庭センターとして開設をさせていただきました。それまで母子保健分野と児童福祉分野がそれぞれ専門性を持って相談支援を行って参りましたが、対象となる方が同じであるということもありました。お互いに支援している中で連携を図りつつも、支援から抜け落ちてしまう方もおられる状況があり、

それぞれの機能は有したまま、両機能を組織として一体的に運営することにより、もれなく切れ目なく相談支援体制を強化することを目的として、こども家庭センター、つくば市ではこども未来センターという名称で設置させていただくことになりました。こども未来センター間だけではなく、各関係機関との連携を図っていきます。連携としては同じ地区であったり同じ学区を担当する、うちの方という支援員なんですけれども、子ども家庭支援員とスクールソーシャルワーカーとで連携会議を開催し、互いに支援しているケースについて情報共有や支援の方向性について確認をしあったりとか、あと庁内の関係各課や関係機関、事業所等と連携を強化して支援をして参ります。以上です。

藤田座長：ありがとうございます。今、こども未来センターからご説明いただいたんですが、資料7(1)の分野横断的な支援、そして(2)の教育の支援、(3)の生活の安定に資するための支援。(4)の経済的支援、後半でございますけれども、今日のカバーする内容についてあらかじめご説明いただくことは可能ですか。

こども未来センター：まず今回の懇話会につきましては、重点項目のうち、(1)分野横断的な支援及び(2)教育の支援についてご協議いただきたいと思います。(3)生活の安定に資するための支援及び(4)経済的支援につきましては、今年度2回目、令和8年2月開催予定の第2回懇話会でご協議をお願いしたいと思っております。

藤田座長：ありがとうございます。そうしましたら、今回資料7の1枚紙、表紙でいきますと上半分、(1)の分野横断的な支援と(2)の教育の支援、これのみ今日皆様方のご意見をいただくことにして、(3)、(4)は、年明け2月に詳しくご意見いただくということでよろしいですね。それでは継続してご説明いただきたいと思います。では次に学び推進課から1-1につきまして、はい、いや、(1)分野横断的な支援で2-1、子どもに関するデータベースの運用の

推進でございます、はい。お願いいたします。

こども未来センター：子どもに関するデータベースの運用の推進というところについて、こども未来センターから説明させていただきます。こちらの事業に関しましては、当事者からの支援の要請というのを待たずに、早期にアプローチをかけていく、いわゆるプッシュ型と言われる支援につなげていくための取り組みになります。このデータベースっていうのが、市が保有している子ども、家庭にまつわる様々な情報、例えば就学援助でしたりとか、児童扶養手当の受給状況、学校の欠席日数、学校で児童生徒に実施しているアンケートの結果等、様々な情報を統合したデータベースということになります。これらの情報を活用して支援の必要性の分析というのを行って、学校の方からも所見等情報をいただきまして、プッシュ型、アウトリーチ型と言われる支援に繋いでいます。またこの中で、システム化ということについても記載しております。これについては、データベースの運用にあたって、市役所の各部門で分散して管理しているデータを連携、統合していくような、そういう作業があるんですけども、そこにやっぱり大きなコストがかかっているっていうことがありますので、これを自動化していったりとか、より多くのデータを扱えるようにしたりとかっていうことをするために、今まで運用してきたこのデータベースのシステム化の検討ということもあわせて進めています。こちらに関しては、先日こども家庭庁のこどもデータ連携実証事業というものがあるんですけども、そちらの方に採択されましたので、国が委託している事業者さんのサポートも受けながらシステム化の取り組みを現在進めているところになります。説明は以上です。

藤田座長：ありがとうございます。先ほど資料4の、今回のつくば市こども未来プランの8ページでデータを示していただいたときにご説明いただいたデータベースみまもりというふうに私どもは理解してしまっても大丈夫ですか。

こども未来センター：大丈夫です。

藤田座長：ありがとうございます。では、先ほど私ちょっと先走ってしまいましたが、学び推進課から1-1、不登校児童生徒の支援事業についてのご説明をお願いいたします。

学び推進課：学び推進課です。座長すいません。説明の前に、先ほどの不登校の定義のところの、私の発言の訂正をしてもよろしいですか。すみません。先ほど不登校の定義のところ、座長から補足をいただいた文言、30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたもの。これが文科省の定義しているところの不登校となります。私、発言の中でちょっと不登校支援のところとごっちゃになっちゃって、継続的とか解消といった言葉を使ってしまったんですけども、そちらは文科省の定義の方に入っていないので、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

藤田座長：ありがとうございます。ではご説明をお願いいたします。

学び推進課：承知いたしました。(2)教育の支援、事業番号1-1、不登校児童生徒支援事業の説明をさせていただきます。まず、児童生徒の相談や教育支援を行う専任職員を配置した校内フリースクールを全学校50校に設置して支援を実施しております。令和6年度の校内フリースクールの1日当たりの平均利用者数は小学校が96.4人、中学校が67.8人でした。また、民間フリースクール等へも補助金を交付して支援を行い、不登校児童生徒の学習や相談機会の確保、居場所づくりに努めております。令和6年度の補助金を交付した施設は4施設となりました。その民間施設をご利用いただいているご家庭にも利用者支援交付金という形でひと月当たり上限2万円をサポートさせていただいております。令和6年度、その交付金を活用した人数は121名となります。説明は以上となります。

藤田座長：ありがとうございます。校内フリースクール1日当たりの利用者小学生96.4、中学生67.8ということですが、これはつくば市全体での数でよろ

しいわけですね。

学び推進課：はい。全体の数となります

藤田座長：ということは、現在、令和6年の段階ですけれども、小学生16,266、中学生が6,620人いる中で1日当たり小学生が96.4、中学生が67.8ということだというふうに理解いたしまして、ありがとうございます。それでは次に参ります。次はですね、こちら教育相談センターで、1-2でよろしかったでしょうか。スクールソーシャルワーカー配置事業をお願いいたします。

教育相談センター：教育相談センターです。私からスクールソーシャルワーカーの配置事業に関して説明の方をさせていただきたいと思います。スクールソーシャルワーカーについては、市内拠点校18校にソーシャルワーカーの方を配置して、児童生徒の置かれた生活環境に働きかけたりして、関係諸機関と連携して児童生徒及びその保護者に対する支援の方を行っております。6年度の実績に関しては、支援件数として4,349件、前年比238件、相談者数1,347件、前年比92件ということでの件数となっており、相談件数は年々増加傾向にあるのと、あわせて、その相談内容も高度化複雑化している状況でございます。今年度の取り組みとして新たに毎年度定例的な研修を年4回行っているんですけども、今年度新たな試みとして、スクールソーシャルワーカー今18人配置をしているんですけども、4つのグループに分けて、毎月グループミーティングを実施して、質の向上を図っているところでございます。そのうち2回に1回は、こども未来センターさんの支援員の方と情報共有の方を行いながら、対応の方は幅を広げていきたいというふうに考えております。私からは以上です。

藤田座長：こちら拠点校18校でいらっしゃいますので、すべての学校ではないということですので、これ拠点校以外の子どもたちからの支援要請、或いは先生方やご家庭からの支援要請があった場合は、この拠点校の18校の、配置されているソーシャルワーカーさんがそれぞれ対応なさるという理解でよ

ろしいですか。

教育相談センター：すいません、拠点校の説明の方抜けておりましたて申し訳ございません。拠点校として中学校及び義務教育学校の18校にそれぞれ配置しており、そこから配置校として、各小学校に関して、学校からの要請を受けて、スクールカウンセラーさんの活動の方に生かしております。

藤田座長：ありがとうございます。ということは中学校、義務教育学校ですの
で、小学校にはそれぞれの学区ごとに対応できているという理解でよろしい
わけですね。ありがとうございます。それではこども未来センターからのご
説明になりますが2-1、生活困窮世帯への学習支援についてお願いいたし
ます。

こども未来センター：未来センターから説明させていただきます。生活困窮世
帯等への学習支援についてですけれども、事業概要としまして、生活保護ま
たは就学援助世帯、受給世帯の主に4年生から9年生の子どもたちに対して、
学習支援や安心できる居場所の提供を目的として無料の学習会、つくばこど
もの青い羽根学習会を実施しております。つくばこどもの青い羽根学習会に
ついては、令和7年度は21か所開催しており、子どもが地域や家庭の状況に
よらず利用できる学習支援の実施や、自宅から学習支援拠点までの距離や家
庭によらず、子どもが利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。また
高校生世代も対象としており、受験期の9年生のときに利用していた方に対
して、高校生になっても継続して利用の希望ある方に対しては、高校生にな
っても利用をすることができます。また、取り組み内容としましては、4年
生から9年生の児童生徒に対して学習支援や安心できる場所の居場所の提供
を行うために、学習支援の団体と協定を締結し、協働事業として実施してお
ります。学習支援団体の学習支援員による学習支援、居場所の提供を行って
いるような状況です。また、その事業の支援団体と事例の共有、また連携強
化のために定期的に連絡会議を行っている状況です。令和6年度の実施状況

としては学習会の教室は20か所で開催し、利用人数は391名と経済的に困難を抱える子どもたちに学習支援、居場所の提供を行うことができました。令和7年度につきましては、先ほど申し上げた通り学習会の教室を1教室ふやして全21か所で開催しており、7月2日の時点ですが、現在333名の学習会利用者がいらっしゃいます。連絡会議等につきましては今後も実施予定となっております。以上です。

藤田座長：ありがとうございます。現在21か所で333名ということですが、先ほど高校生の利用も可ということでしたが、現在利用してらっしゃる高校生は9年生の段階で利用している実績があった子のみ可能だということに理解してよろしいですか。

こども未来センター：さようございます。

藤田座長：ありがとうございます。現在何人ぐらい高校生参加してらっしゃいますか。

こども未来センター：ちょっと今高校生の方って、すぐちょっと出せなくて申し訳ないんですけども、令和6年度であれば、69名の実績があるんですけども、ただ継続して高校生全員が継続しているわけではないので、そのうち3割程度しか、やはり学習会の方、アルバイトで、なかなか来られなかったりとか、通学が延びてしまって学習会の時間に合わない部活動で参加できないという方が多くいらっしゃいましたので、今年度は継続できるようにと、いうところで取り組んでおります。

藤田座長：わかりました。ありがとうございます。それでは資料を7番、表紙に戻っていただきまして、分野横断的な支援と教育の支援重点項目、5項目についてご説明いただきました。これにつきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

富田委員：20か所とか21か所って呼んでいるのは、これが毎月あるとかそういうことなんですか。それともここ、えっと20回やっているっていうことなん

でしょうか。

藤田座長：この学習支援のことですね。学習支援の21か所についてもう少し詳しく説明いただいてよろしいでしょうか。

こども未来センター：教室数の21か所であったり20か所というのは、まず事業、学習支援団体が10団体ほどあるんですけれども、その学習支援団体によって週1回の開催であったり週2回の開催であったりってところで、団体によってその開催数は違って来るんですけれども、現在その学習会を開催している場所については21か所、という形になります。

富田委員：ありがとうございます。そうすると333人っていうのは、延べ人数というとらえ方ですか。

こども未来センター：今現在の利用登録人数になります。

富田委員：登録人数ですね。わかりました。ありがとうございます。

藤田座長：他にいかがでしょうか。今重点項目5つご説明いただきました。

富田委員：333人はもうこれで今年は固定なんですか、増える可能性はあるんでしょうか。

こども未来センター：今年度、今現在で333名っていう形で、利用申込等あれば今後も増える見込みでいます。

富田委員：わかりました。大体どれくらいになるんじゃないかなっていう、なんか見込みみたいなものは持っておられますか。

こども未来センター：昨年度は391名ではいるので、その数から増えるような形になるのではないかなと思うんですけれども、今年度の目標値としましては405名を目標としておりまして、また、9月ごろにも、またその対象世帯にも案内等も行いますので、増える見込みでいます。

富田委員：ありがとうございます。わかりました。そうすると、1人当たり10万円ぐらいになるかなという予算を単純に割るとですね、それぐらいになると思うんですけど、それで大体やっていける感じなんですか。それともそれに

見合ったやり方をとるのか、その辺がよくわからないとこなんですけど。

こども未来センター：ご質問ありがとうございます。各教室例年380、400人近く利用登録の方はここ数年増え続けている状況にあります。費用対効果のお話も理解してはいるんですけども、教室によって週に1回のところもあれば、週2回のところがあったり、あとは食事の提供をその中でさせていただいたり、あとは困難を抱えている子どもたちが事業の対象となっておりますので、定期的な勉強する機会の確保でもありますけれども、あとは体験の機会でもありますとか、子どもたちが普段できない体験を学習会の中でも年3回以上やりましょうとか、実際に費用の中ではそれぞれの教室の事業者さんの方々が創意工夫をもって事業の方を運営していただいているところがございます。また、こちらに関しましては、先ほど、これからの利用人数のお話もございましたけれども、やはり困難を抱えている子どもたちっていうところがこの学習会に繋がっていけばいいものだとも思っておりますし、先ほどからスクールソーシャルワーカーさん等とも私ども連携とっております、やっぱり困難を抱えている子どもたちのつなぎ場所としても、こちらの学習会非常に重要な位置付けと思っております、事業展開を進めておりますので、しっかりと事業所さんと協議を進めていながら、学習会の運営の方図っていきたくと思っております。

富田委員：ありがとうございました。決して予算を削れとか下げろとか言っているわけじゃなくて、何か少ないような気がするんで、適切な要求をされるように、よろしくお願いします。

こども未来センター：私どもとしても、対象者人数に比較して、まだまだ利用者人数をふやしていきたいと思っております。ただ今現在21か所ある教室になかなか親の就労の関係で繋がりが難しかったり、あとはつくば市の土地柄の課題でもありますが、アクセスがしづらいなどいろいろ課題がございますので、それについて、なるべく学習会に利用が繋がりがしやすいような環

境、体制っていうところを検討していきたいと考えております。

藤田座長：ありがとうございます。他にこの重点項目につきましてご意見ご質問ございますか。かさい委員お願いいたします。

かさい委員：(1)の2-1、子どもに関するデータベースのことで少々、教えていただきたい点がございます。まず早期発見するために、特にプッシュ型アウトリーチをするためにデータベースを作成し活用するということですが、まず1点目は、早期発見でこのような子どもたちが「困難に陥るだろう」という基準は何かあるのでしょうか。私たちが暮らしている中で困難と思うことと、そういう家庭に育つ子どもたちの困難の基準は、かなり違うと思います。例えば、当団体を利用している子どもたちの中で月8,000円しか生活費がないのに、お母様が全く困っておりませんでした。「どうして困ってないのですか」と尋ねたら、「食べるものなかったら食べなきゃいいから困らない」と、おっしゃいました。私たちの中にはそういう感覚がないと思います。早期発見のプッシュする向こうが求めなくてもこちらから届けるときに「何を基準に届けるのか」という、指針はあるのでしょうか。それとも、そこは家庭相談員さんたちの長い経験から来るものなのか、という事を教えていただければと思います。2点目は、「1年生から9年生の方を対象とした」とありますが、実は困窮している世帯の子どもたちは、就学前に困っております。困難で固まった状況で支援を行うのは、とても大変です。実は0歳から就学前に関わるのが一番大事な事と考えております。データベースでの支援は1年生からになっておりますが、就学前の子どもたちのデータベースの支援というのは、今後考えていらっしゃるのか、もうすでにあるのか教えていただければと思います。

藤田座長：基準とそれから就学前のことですね。お願いいたします。

こども未来センター：ご質問ありがとうございます。まず1点目の判断基準っていうところになるんですけども、当然リスク分析をするにあたって、こ

ういうところに該当していったらリスクがあるよねっていうような基準っていうのは、設けてはいるんですけども、それだけで判断するものではありませんので、その基準に照らして、リスクがあるかなっていう判定を見た上で、さらに具体的にじゃあどういふご家庭にどういふ支援を届けていこうかっていうようなことは、支援員も含めて、経験の部分も含めてですね、あわせて検討しているところではあります。あと2点目の未就学児に対する支援っていうところで言うと、現在検討はしているところではあります。ただ現状この1年生以上というふうになっているのが、やはり支援を届けようっていうふうになったときに、学校を通じてのやりとりっていうのが今のスキームにはなっていますのでどうしてもそこがボリュームゾーンになっているような現状はあります。未就学児に支援を届けよう、というふうになったときに、例えば今度は保育所とか、そういうところが関わってもらってっていう話にはなるのかなとは思いますが、それとは別にどこにも所属していないようなお子さんですとか、そういったパターンもいろいろと考えられますので、そこにいかに支援を届けていくのかっていう、そのやり方の部分については今後検討を重ねていく必要があるかなとは思っています。

かさい委員：ありがとうございます。特に未就学、就学前の子どもたちには、例えば保健師さんや相談員さん、特定妊婦等、そういうところからの情報も豊富にあって支援に行くということでしょうか。

こども未来センター：そうですね、母子保健部門でのフォローとか、そういったものもありますので、そういうところの組み合わせで支援を届けていくような形にはなるかなと思っています。

藤田座長：はい。ありがとうございます。今のご質問の、その基準の設定であるというか、先ほど、前にもご質問ございましたが、貧困に陥る可能性がある、非常に重要なポイントであると同時に、その設定によっては非常に恣意的なことにもなってしまいますし、また網が粗いと拾えないってことになるかと

思いますので、もし2月の段階で補足説明あるようでしたら、またご説明していただけたらと思います。時間が残り時間15分しか残ってないんですが、今回横断的なところと教育の支援重点項目、全部で5つに限ってご質問いただいたわけですが、この次の2月に向けてですね、この今回重点には入っていないんだけどここもう少し詳しく説明して欲しいなとか、或いはここについても説明がないと困るなっていうところがもしご意見あれば、2月の宿題として関係部署の皆様方にお持ち帰りいただいて、2月にご説明いただけると思うんですが、リクエストございますか。或いはご質問等、(1)、(2)についてお願いいたします。

富田委員：すいません。資料7の表のところで、重点項目は丸がついて、いろいろ細かく書いてあるんですけど、他のことが、どういう活動をされているのかがわかりにくいので、少なくとも予算と進捗みたいなのを入れてもらえる、ちょうど期が終わる頃なんでいいのかなと思います。

藤田座長：ご説明いただく時間が確保できないにしても、簡略な資料は添えていただいて、委員の方々に目を通していただいてご質問いただけるような、そういう準備をしていただけると助かります。2月の段階で、どうぞお願いいたします。

こども未来センター：ご意見ありがとうございます。いろんなご意見だったと思います。重点事項にされていない実施事項につきましては、こども未来プランの12ページ以降と連動している事業内容となっておりますので、こちらの方は、参考にさせていただきながら、また、2月の懇話会においては、概要でありますとか、わかりやすい情報をお届けできるように検討の方を進めていきたいと思っております。

藤田座長：お願いいたします。

(4) その他

藤田座長：残り時間本当に短くなってしまいまして、司会進行の不手際をお詫びしたいと思うのですが、せっかくお集まりいただいておりますので、全体、その他になりますけれども、全体につきましての皆さんのお考え、或いはご感想、すべて結構でございますので、忌憚のないご意見を、このつくば市こども未来プラン全体につきましてのご意見ご感想をお願いしたいと思えます。本来でしたら挙手をしていただくべきなのですが、時間が限られておりますので、大変恐縮です、こういう司会進行が一番未熟であることは理解はしているんですけども、今日の委員名簿、副座長の外山先生に一番最後にご発言いただくことにいたしまして、宮田委員からご感想、ご意見を賜ることは可能ですか。

宮田委員：はい。まずは、つくば市のPTAの代表として、保護者の代表として、あとは先生方を含めた代表として、こうやってつくば市全体として連携していただいて、いろいろ動かれていることに心から感謝します。私も未熟で、もちろんいろんなことをされているのは学校等のお手紙を通して拝見はしましたけれども、ここまで詳しいことを知る機会があまりなかったもので、とても勉強になりました。さきほど予算の話がありましたが、予算を見ると、例えば校内フリースクールとか、すごく大事だと思っており、これをやっただいていて、ことにとっても感謝をしているんですけども、3億円となっており、これから継続的にやっていけるのか、大丈夫なのかなと、事業の継続性を少し心配しています。そういう意味でもPTAとか保護者とか地域とか、連携して何かうまく一緒に進めていければいいのかなと思っています。例えば、日本語指導とかは何か地域でも支援できるんじゃないかなと思いますので、うまく連携して、少し全体として進めていければいいのかなというふうに思いました。うまくまとめられずにすみませんが以上です。ありがとうございました。

藤田座長：ありがとうございます。今非常に重要なご指摘いただきました。費

用対効果、非常に重要ですし、またアウトカムとの関係性もきつと議論しなくてはならないと思いますので、また2月の段階で様々なご意見、資料も提供していただきながら、ご意見賜りたいと思います。では佐藤委員お願いいたします。

佐藤委員：先ほどの自己紹介でちょっと緊張して言い忘れてしまったんですけど、つくば市を中心とした茨城県南地域でママコミュニティを運営しています。いろんなママさんのお話を聞いたりしてこの先、今年発足したばかりなので、まだいろんな活動ができていないんですけども、これから子どもたちに向けて何かできるものを何かしていこうって考えているところでいまして、やっぱりいろんなママさんのお話を聞くと、今日のこの資料の6-2じゃないですけど、お母さんの心と体がかなり不健康な場合、お母さんが悪くなくてもDVに遭われていたりとかお金を持って行かれてしまったりとかいろんなケースがありまして、お母さんたちが元気であると子どもも元気であるっていうふうな私のちょっと個人的な考え方がありまして、この子ども支援の中にお母さんたちへの支援っていうのがあんまりなかったもので、子どもだけにフォーカスを当てていても、やっぱりお母さんと一緒に、一緒に支援できるような形のものがもう少しあったほうがいいのかないかなというふうには感じました。次の(3)29のペアレント・トレーニングの実施というものがどういうものかわからないんですけども、お母さんというものをもう少し子どもに対していいものにしてあげるっていうことも、金銭面だけではなく子どもの心の貧困化の解消に繋がるのではないかなと思っておりますので、そこにフォーカスをこれから当てていけたらいいなと思います。ありがとうございました。

藤田座長：ありがとうございました。2月に向けての宿題もちよっといただいた気がします。ありがとうございました。では大西委員お願いいたします。

大西委員：今日いろいろと質問させていただいて、お答えいただきありがとうございます。

うございました。ちょっと全体像について本日意見が特になく、申し訳ございません、次回までにもっとしっかりと考えていきたいと思えます。

藤田座長：ありがとうございます。富田委員お願いします。

富田委員：いっぱい言ってしまって申し訳なかったです。この資料の、6-1の世代を超えて連鎖する貧困っていうのがすごく端的に書いているのでいいなと思えます。これを、輪っかを外すために、未来センターがあるんだよっていうのが、これの中にわかるようにしてくれるとすごくいいなと思えました。以上です。

藤田座長：資料につきましてもご意見いただきまして感謝いたします。ありがとうございます。では尾見先生お願いいたします。

尾見委員：ご協議ありがとうございました。いろいろお話伺っていると、様々な学校のことはいくつもわかってはいるわけではないので、自分の勤務している学校で、この子もそうだよなあの子もそうだよなっていうのを考えながら伺っていたんですけど、やはり貧困って様々なパターンがあるかなと思っていて、それが、さっき佐藤委員さんが言っていたような心の貧困というか、それが特に今若い親御さんが、うまく親同士が繋がれないようなことがあって、どうやって子どもを育てたらいいかわからないというふうなことを、スクールソーシャルワーカーとかに相談をするようなことで活路を見出している家庭が本校にも数件あります。そういうふうな家庭がある傍ら、経済的にも家庭の経済的には潤っているんだけど、家庭内で経済DVがあったりして、子どもにかかるお金が家庭内で供給されないっていう件もあったりとか、そういうふうな苦しい中で、親御さんが子どもを、例えばここにはなかったんですけど子ども食堂に連れて行って、そこで親御さん同士の繋がりを持っていろんな情報交換をすることができるようになったなんていうケースも実際あるのが、実情かなと思うんです。そういう面で考えると、行政ができることと、行政が企業やNPOともう少し連携を強めながら、やっていかなく

ちやならない部分と、もう少しこう広がりを持たせないと、カバーしきれないんじゃないかなっていう気がするんですよね。青い羽根のいえが市で2つあって、地域的にもどこっていうふうな明かされない状況でやっているわけですけど、こども食堂とかは場所がわかってであれば、そこだったら通えるとか、というふうなのが市民がえられる情報なんだと思うんですよ。そういう形での支援の広がりをつくっていった方が、きっとこの今回の懇話会で話題に出ている子どもの貧困というものを少しでも減らしていける可能性には繋がるんじゃないかなんてことを、考えながらお話を伺っていました。今後ともまたよろしく申し上げます。

藤田座長：ありがとうございます。今尾見先生からご指摘ございましたこども食堂、みんなの食堂事業でございますが、(3)にもございますので、もし余裕があれば、次回の宿題としてご説明いただけたらと思っております。ありがとうございます。では山田先生お願いいたします。

山田委員：皆様、本日はありがとうございました。本校では、未来センターさんとかかなりパイプを持って相談に乗っていただいているところです。例えばこの資料6-2のようなケース、先ほど佐藤委員さんもおっしゃっていましたが、その「親としての子育ての大変さ」というのを、弱音を吐いているところなどに頼りたいと思っても、社会全体として忙しく、また、隣近所に昔だったらいろいろなコミュニティがあって、そこで「子育てをこうするといいのよ」というのを、それは親としては精一杯、どのように接したらよく育つかっていうような共通の悩みだと思うんですけども、それをぶつけたり、相談する場所がないっていうところがあります。ただ、学校は学校でやはりここまでが限界だということもありますので、未来センターさんのようなところでソーシャルワーカーさんと繋がってもらったり、具体的なこういう6-2のようなケースの場合に踏み込んでアドバイスをさせていただく、自分の身内かのように話を聞いてあげてアドバイスをするっていう

ような機関がありますと、本当に少しでも話を聞いて、少しずついろいろな悩みの中での、少し解消の種があるのかなっていうところを示唆していただくと、そのお母様、お父様、皆さんが何か頑なに閉ざしていたものが少しずつほぐれてきて、どのようにしたらいいのかなっていうのを自分で落ち着いて考えることができる、そんなすばらしい機関だなと思っていて、これからも頼りにさせていただきたいなと思っています。いろいろな立場でいろいろな考え方の人がアドバイスをしていただける。そして「1人にはさせないよ」っていうところ、やっぱり一人一人の不安、不満を解消するということはそういったマンパワーでしかないのかなっていうのを普段から感じています。また2月に良い報告ができるといいなと私も思っているんですが、相談に乗っていただいたり連携をしていただきながら、みんなで悩めるお父様お母様方を応援していきたいなと思っています。今日、この場で改めてそんなことを実感しました。ありがとうございました。また今後ともよろしく願います。

藤田座長：山田先生ありがとうございます。もう皆さんご指摘の通り、やはりそのアウトリーチをどう進めていくのか、そのときに保護者の皆様に対するアウトリーチをどう進めていくのかってことがいかに重要かということが、私も今先生のお話をお伺いして思ったところでございます。ありがとうございます。では大久保委員お願いいたします。

大久保委員：こちらのデータを見ていて、やっぱり不登校がまだ増えていると、コロナ禍が終わって、そういう困難がなくなったにもかかわらず、不登校が増えていると、やっぱりこれは、やっぱり何か考えていかなくちゃならないから、もしそれが貧困であったらば、貧困が原因であったりしたらば、これまでの施策をもう少し推進していかなくちゃ、いかに不登校を減らせるか、不登校容認っていうか、学校へ行かなくてもいい、いいんだよっていうような風潮があるような気がするんですね。別にそんなに学校に、いやだった

ら行かなくてもいいよなんて、無理に行かせることはないってことはあるんですけども、でも不登校ってことはやっぱり、友達同士の会話とかそういうのが少なくなるだろうし、世間を知ることになるって、大人になるってということについては、ちょっとやっぱり障害になるかなと思うんですけども、これはやっぱり増えているってことはやっぱり、世の中にとっては、ちょっとマイナスなんじゃないかなってということで、今貧困のことですけども貧困だけではないような気もするんですけども、そのことについても、ここで少し考えたりしていくのがいいのかなと思っているんですけども、私は非常に不登校っていうのは損失で、損得でいっちゃうんですけど、損失だと思うんですよね。これからの世の中を作っていく子どもたちが、学校に行かない。コミュニケーション能力は育たないと思うんですよ、このままだったら、そこのとこちょっとでいいので、皆さんこれからの課題として考えていきたいと思っております。

藤田座長：ありがとうございます。今日ご説明にもありましたが世代を超えた負の連鎖を断ち切るという意味では、やはり高校就学支援、非常に鍵を握ってくる。そういった中で、不登校の経験があると高校に仮に進学したとしても、通学の継続が難しくなる。そういった観点も含めて、今のご指摘、非常に重く私個人も受け止めたところです。ありがとうございます。ではかさい委員お願いいたします。

かさい委員：これはあくまでも子どもの貧困対策からきている子ども支援なので、世帯支援なのか子ども支援なのかはっきりと、ポイントはずれないように考えていく事は重要であると考えます。1つの例としましては、子どもたちが当団体の施設で夕飯を食べて、翌朝の分のご飯を子どもに渡します。朝食を渡すときに必ず、「ママの分もちょうだい」と言う子がいました。ある時、ママの分がなくて、「今日はママの分がないのよ」と伝えたら、「いらない」と返答しました。私たちはその子は、いつもママの分の朝ご飯も気にし

ていて、とてもやさしい子だと思っておりました。ところが「ママの分がなかったらいけない」といった理由を、「だって自分の分だけ持っていったら朝までにママに食べられちゃうから。だったらいけない」と言いました。そのような時、生理用品も含めて全体的に、「ママの分を毎月ちょうだい」と言う子どもに対して、私たち大人は「毎月、大人の生理用品を支援するのはどうなのだろう」と考えます。しかしながら、渡さない子どもが困ってしまいます。そのようなときは、子ども支援は、子どもど真ん中で行っていった場合は、関わる大人というのは一旦、置いておきます。まずは子どもが困らないようにしていくための対策が必要だと思います。ですので、子ども支援にとっては、子どもど真ん中支援を行うときには、大人はどこに置いておくのかということも大事なことだと思います。それでいきますと、先ほどの子どもたちのデータでプッシュ型支援をするときに、学校でデータを取るとするのは、(データが)取りやすいと思います。しかし、データが取りやすいということは、(データが)取れない子どもたちに連絡が取りづらい。ということは、困っている人はもっと連絡が取りづらい状況になると推察されます。連絡が取りづらい人たちの支援をどうするかが、取り残さないことの起点になると思います。特に小中学校に属していない、15歳から18歳、0歳から6歳、この年齢層が連携が取れないと考えます。データが取りやすい子どもではなく、連携が取りづらい家庭と子どもの困っている視点をどこに持っていくのかというのを、こういうところで知恵を出し合って、困っている家庭や子どもを取り残さないつくば市であることを考えていることに、私も参加することができたらと思っております。

藤田座長：ありがとうございます。取れるデータ、取りにくいデータ、やはり人を介さないと取れないデータたくさんあると思うんですね。そういった中で複合的な視点からアウトリーチをどうしていくのかっていうことはまた2月にも継続的に皆様方のご意見賜りたいと思います。では外山副座長いかがで

しょうか。

外山副座長：冒頭でもお話ししたんですが、今年度は特に資料が充実していて市の取り組みが丁寧に進められていることのあらわれなんじゃないかなって言うふうに思いました。感想ベースにはなってしまうんですが、こども未来プランはどうしても義務教育のお子さん、ご家庭に重点を置くことになってしまうと思うんですけれども、実際には未就学児だったり高校生とか大学生といった若年層も様々な課題に直面しているわけなので、子どもの成長をライフコースとして広くとらえて、切れ目のない支援ができると良いなっていうふうに感じました。本日はありがとうございました。

藤田座長：私の司会の不手際によっても時間がちょっと過ぎておまして、皆様方にはお詫びを申し上げたいと思います。2月の会議にはそうならないように、効率化を図りながら、皆様方のご意見賜りたいと思います。私の任務は以上にいたしまして、マイクを全体に戻したいと思います。ご協力ありがとうございました。お世話になりました。ではお願いいたします。

【閉会】

こども未来センター：皆様ありがとうございました。本日は長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。それでは以上をもちまして、令和7年度第1回つくば市こども未来懇話会を閉会といたします。本日は大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

令和 7 年度 第 1 回 つくば市子ども未来懇話会

次第

日 時 令和 7 年(2025 年) 7 月 17 日 (木)
13 時 30 分から 15 時 30 分まで
場 所 市役所本庁舎 2 階 201 会議室

- 1 開 会
- 2 挨拶
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自己紹介・事務局職員紹介
- 5 報告・協議事項
 - (1) つくば市子ども未来懇話会及び第 2 期つくば市子ども未来プラン
について
 - (2) 子ども・家庭の現状報告について
 - (3) 第 2 期つくば市子ども未来プラン実施事項重点項目事業進捗
について
 - (4) その他
- 6 閉 会

つくば市子ども未来懇話会 委員名簿

【任期】令和7年（2025年）7月17日～令和9年（2027年）3月31日

No.	氏名	組織・役職等	※選出区分	
1	藤田 晃之	筑波大学人間系 教授	(1)	学識経験者
2	外山 美樹	筑波大学人間系 教授	(1)	学識経験者
3	宮田 征門	つくば市PTA連絡協議会 会長	(2)	児童・生徒の保護者
4	佐藤 夏穂	市民委員	(3)	つくば市民
5	大西 まり子	市民委員	(3)	つくば市民
6	富田 哲司	市民委員	(3)	つくば市民
7	尾見 裕史	つくば市学校長会 会長	(4)	公立小・中学校長
8	山田 仁巳	つくば市学校長会 副会長	(4)	公立小・中学校長
9	大久保 良文	つくば市主任児童委員連絡会 会長	(5)	主任児童委員
10	かさい ひろこ	認定特定非営利法人NGO未来の子どもネットワーク代表理事	(6)	各種支援団体の代表者

つくば市子ども未来懇話会開催要項

(開催)

第1条 つくば市子ども未来プランに必要となる具体的実施事項等について検討するため、つくば市子ども未来懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 緊急やむを得ない事情があり、懇話会の開催が困難であるときは、全ての委員に対し書面又は電子メールで意見を求めることにより、懇話会の開催に代えることができる。

(懇話事項)

第2条 懇話会は、つくば市子ども未来プランに関する事項について意見交換をする。

(構成)

第3条 懇話会は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が選任した者 10 名以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 児童・生徒の保護者
- (3) つくば市民
- (4) 公立小・中学校長
- (5) 主任児童委員
- (6) 各種支援団体の代表者

(任期)

第4条 本懇話会における委員の任期は、委嘱の日からその日の属する次の年度の末日までとする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 任期の途中で欠員が生じた場合、補欠委員は前任者の残任期間を務めるものとする。

(座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は座長を補佐し、座長が不在の場合またはやむを得ない理由で職務を遂行できない場合には、その職務を代行する。

(事務局及び庶務)

第6条 懇話会の事務局は、こども部、教育局、福祉部、保健部とし、庶務は、こども部こども未来センターにおいて処理する。

附則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

この要項は、令和2年7月1日から施行する。

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

この要項は、令和3年10月1日から施行する。

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

この要項は、令和5年7月1日から施行する。

この要項は、令和6年7月12日から施行する。

この要項は、令和7年7月9日から施行する。



第2期 つくば市 こども未来 プラン

令和6年(2024年)12月

〔対象期間〕

令和6年度（2024年度）から
令和10年度（2028年度）まで



これからの
やさしさの
ものさし
つくばSDGs



今この瞬間にも、貧困をはじめ様々な背景により、日々の食事に困る子どもがいます。学びの機会を諦めざるを得ない子ども、安心して生活することができない子どもがいます。そして、その状況は子ども本人が生み出したものではなく、家庭内の経済状況が連鎖をしたり、家庭環境が生み出してしまっています。



つくば市は、そのような連鎖を断ち切り、支援を行う仕組みづくりを通じて、全ての子どもたちが安心して学び、成長できる「誰一人取り残さないつくば」を目指しています。

そのため、まず2017年に生活保護や就学援助受給世帯の子どもに対して学習支援や安心できる居場所の提供を行う「つくばこどもの青い羽根学習会」を設立しました。2019年には「つくばこどもの青い羽根基金」を創設する等、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していけるよう支援を続けています。

このたび策定した「第2期つくば市こども未来プラン」は、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されず健やかに成長できるよう、地域と行政がともに全力で支援する取組をまとめたものです。

困難を抱えている子どもとその家族を支援すること、かつ、現状のみならず将来の貧困や困難を予防することを支援の方向性としています。

今後は、このプランを基に、全ての子どもたちが社会に支えられ、安心して生活に必要な力を身に付け、成長し続けることができる地域を市民とともに創っていきます。

結びに本プランの策定に当たり、貴重な御意見を頂きました、つくば市こども未来懇話会委員、日ごろより当市の子どもの支援に関わる市民、支援団体の皆様に心から感謝申し上げます。

令和6年（2024年）12月

つくば市長 五十嵐立青

目 次

第1章 第2期つくば市子ども未来プラン策定の背景・趣旨.....	1
1 策定の背景	1
2 つくば市の児童生徒の状況.....	1
3 策定の趣旨.....	1
(1) 第2期プランの位置付け.....	2
(2) 第2期プランの実施期間.....	2
第2章 第1期プランの成果と課題.....	3
1 第1期プランの成果.....	3
(1) 第1期プラン具体的達成目標の達成状況.....	3
(2) 具体的実施事項の成果.....	5
2 第1期プランの課題.....	8
第3章 第2期プランの推進.....	11
1 子どもの支援の方向性.....	11
2 目指す指標値.....	11
3 実施事項.....	12
資料編.....	19
1 第2期つくば市子ども未来プラン策定の経緯.....	19
2 つくば市子ども未来懇話会委員名簿.....	20

第1章 第2期つくば市こども未来プラン策定の背景・趣旨

1 策定の背景

国では、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的とし、平成26年（2014年）1月に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。同年8月には、基本的な方針や施策等を定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定され、子どもの貧困対策が総合的に進められてきました。

令和元年（2019年）9月には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、児童の権利に関する条約の精神に則り、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策を推進することが明記されました。それに伴い、同年11月「子供の貧困対策に関する大綱」が改訂され、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、地域や社会全体で解決すること、子どもを第一に考えた支援を包括的かつ早期に講じることが示されました。

令和5年（2023年）4月、これまで諸法律に基づき、国の関係省庁や地方自治体で取組が進められてきた子どもに関する施策について、基盤となる理念や基本事項を明らかにし、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力的に実施していくことを目的とし、「こども基本法」が施行され、同年12月に、子ども政策を総合的に推進するため、国の子ども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。

2 つくば市の児童生徒の状況

令和6年（2024年）4月時点の児童生徒数は小学生16,266人、中学生6,622人の計22,888人と、第1期プラン策定時と比べ、小学生が1,758人（約1.12倍）、中学生が759人（約1.12倍）増加しています。令和5年度の就学援助受給世帯の児童生徒数は、2,328人と、平成30年度の1,496人と比較し、約1.55倍に増加しています。

3 策定の趣旨

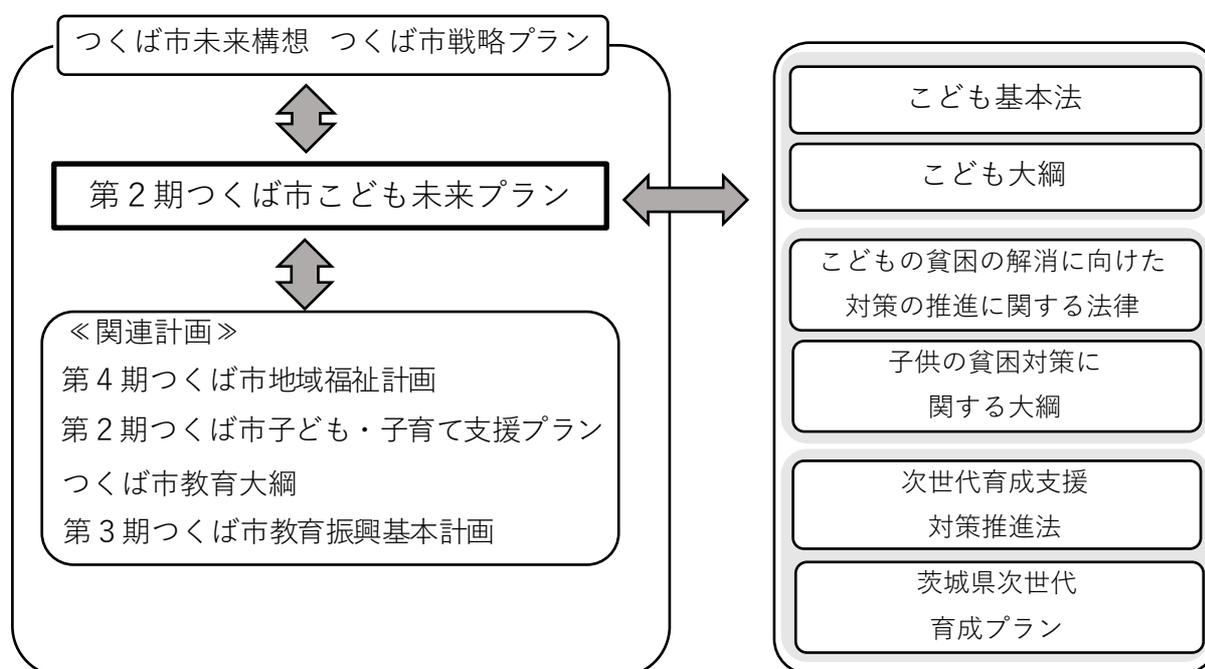
つくば市では、誰一人取り残さないというSDGs（持続可能な開発目標）の考え方のもと、平成31年（2019年）2月に「つくば市こども未来プラン」（以下、「第1期プラン」という。）を策定し、学習支援・居場所づくりを中心として、子どもの貧困対策を包括的・包括的に推進してきました。

第1期プラン期間中においては、子どもの貧困に対する支援体制の構築や、学習支援や居場所支援拠点の開設を進めてきましたが、困難を抱える子どもや家庭の問題は複雑化してきており、継続して支援を行っていく必要があります。

つくば市では、子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望を持ち健やかに育つことができるよう、第1期プランにおける取組を継承するとともに、将来貧困に陥る可能性のある子どもも支援の対象として、「第2期つくば市子ども未来プラン」（以下、「第2期プラン」という。）を策定します。

(1) 第2期プランの位置付け

第2期プランは、法律や大綱の趣旨を踏まえつつ、つくば市の関連する計画の基本的な考え方、実施施策との整合を図り、子どもの貧困の解消に向けた対策を推進するための基本理念、施策を体系的に整理し、今後の取組を示すものです。



(2) 第2期プランの実施期間

令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5か年を実施期間とします。また、大綱の改正や社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとします。

第2章 第1期プランの成果と課題

1 第1期プランの成果

(1) 第1期プラン具体的達成目標の達成状況

具体的達成目標については、④『「よくわかる」「わかる」を実感できる児童生徒の割合の増加』は目標値を達成しました。①「自己肯定感を持つ児童生徒の割合の増加」、②「将来の夢や目標設定力を持つ児童生徒の割合の増加」、③「家庭学習の習慣づけができていない児童生徒の割合の増加」については、目標値には到達しないもののポイントは増加しました。⑤「希望者の進学率100%」については微減の結果となりました。

各項目の状況は以下のとおりです。

①自己肯定感を持つ児童生徒の割合の増加

→目標：H31年度（2019年度）比10%（ポイント）増

【非認知能力（自己肯定感等）の調査】

	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
目標値	—	77.7%	71.1%	73.4%	75.7% (R2年度比10%増)
実績値	75.2%	68.8%	70.3%	72.0%	73.6%

※ H30年度（2018年度）全国学力・学習状況調査(4/17)質問紙(1)自分にはよいところがあると思いますか：79.9%

※ R2年度（2020年度）から総合質問調査紙 i-check 質問項目1.2.1「自分には、いいところがあると思いますか。」の数値を実績値に変更したことから、目標値についても変更しており、「R2年度比10%増」とはR2年度の実績値68.8%を1.1倍（10%増）した数字を目標とすることを表す。以下、②～③の目標も同様となる。

②将来の夢や目標設定力を持つ児童生徒の割合の増加

→目標：H31年度（2019年度）比10%（ポイント）増

【非認知能力（自己肯定感等）の調査】

	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
目標値	—	80.3%	84.1%	86.8%	89.5% (R2年度比10%増)
実績値	78.3%	81.4%	81.7%	82.2%	83.1%

※ H30年度（2018年度）全国学力・学習状況調査(4/17)質問紙(3)将来の夢や目標を持っていますか：78.6%

※ R2年度（2020年度）から総合質問調査紙 i-check 質問項目1.2.2「将来、あんな人になりたい、こんな事がしたい、こんな仕事につきたいという、夢や目標がありますか。」の数値を実績値に変更したことから、目標値についても変更しています。

③家庭学習の習慣づけができていない児童生徒の割合の増加（小学生30分以上、中学生1時間以上）

→目標：H31年度（2019年度）比10%（ポイント）増

【非認知能力（自己肯定感等）の調査】

	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
目標値	—	67.8%	60.9%	62.9%	64.8% (R2年度比10%増)
実績値	66.3%	58.9%	59.0%	60.9%	60.7%

※ H30年度（2018年度）全国学力・学習状況調査(4/17)質問紙(10)自分で計画を立てて勉強をしていますか：65.9%

※ R2年度（2020年度）から総合質問調査紙 i-check 質問項目4.2.1「家で勉強するときは、自分で計画を立てていますか。」の数値を実績値に変更したことから、目標値についても変更しています。

④「よくわかる」「わかる」を実感できる児童生徒の割合の増加

→目標：72%（H29年度(2017年度)つくば市調査）から10%（ポイント）増

【児童生徒の意識調査】

	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
目標値	—	73.8%	75.6%	77.4%	79.2%
実績値	小中一貫アンケート 廃止のためデータなし	81.2%	83.2%	82.7%	83.1%

※ R2年度（2020年度）から全国学力・学習状況調査の質問紙内容の数値を実績とします。

※ H29年度から10%（ポイント増）とは、H29年度の実績値72%を1.1倍（10%）増した数字をR5年度の目標としています。

⑤希望者全員の高校進学・卒業

→目標：希望者の進学率100%

【中学校等生徒の卒業後の進路状況調査（～令和5年度）、中学校等卒業生の進学先調査（令和6年度）】

	H31年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)	R4年度 (2022年度)	R5年度 (2023年度)
目標値	—	—	—	—	100%
実績値	99.3%	98.8%	98.7%	97.9%	98.0%

※ 具体的達成目標①～③については、全国学力・学習状況調査対象学年が6年生と9年生の2学年のみであることから、対象学年が多い総合質問調査紙i-check（4年生～9年生の6学年を対象）の数値としました。（R2年度（2020年度）より実施）

※ 目標値・実績値小数点第二位四捨五入

(2) 具体的実施事項の成果

第1期プランでは、「安心できる居場所・学習環境でつくばの子どもを育む」というビジョンの下で、次の7項目の取組を進めてきました。取組の主な成果は以下のとおりです。

① 居場所支援＋学習支援：経済的に困難を抱える子どもを対象に重点支援を行う

○学習支援団体との協定締結による協働

→目標：市内全中学校・義務教育学校16か所に開設。

平成29年度（2017年度）2か所から始まった学習支援拠点（つくばこどもの青い羽根学習会）は、令和5年（2023年）4月には10団体との協働により、18か所まで拡充することができました。

○学習塾代支援

→目標：利用状況を踏まえて拡充を検討

市内の中学校・義務教育学校に在籍する7年生から9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒を対象として、学習塾代の助成金を交付しました。

○アウトリーチ（訪問支援）の実施

→目標：支援状況一覧で抽出した対象者へ、地域やNPO等と連携しながら、アウトリーチを実施し、アセスメントを行い必要な支援に早期に接続

令和2年度（2020年度）より、一部の学校から開始したアウトリーチ支援は、令和4年度（2022年度）から全小中学校、義務教育学校を対象に拡充しました。「データベースみまもり」を活用した各学校や関係機関との連携により、アウトリーチ支援を推進しました。

○スクールソーシャルワーカーの活用

→目標：利用状況を踏まえて市独自の配置や配置数の増加、地域やNPOとの連携などを含めたさらなる拡充を検討

令和元年度（2019年度）よりスクールソーシャルワーカーの各学園の拠点校への配置を進め、家庭と学校、家庭と専門機関のパイプ役を担い、連携の強化を推進してきました。

② 居場所支援：家庭や学校以外の安心な環境で成長できる居場所を提供する

○子ども食堂実施団体への支援

→目標：10団体に補助金を交付して子ども食堂を実施（就学前児童含む）

実施団体へ補助金を交付することにより、みんなの食堂の実施団体数が増加しました。また、パンフレットの配布や市広報紙、スマホアプリ「つくスマ」等による広報の継続により、食を通じた地域の交流スペースとしての居場所支援を促進することができました。

○つくば市に必要な居場所づくりの検討

令和2年度（2020年度）より、原因が主に家庭にあり、生活習慣の乱れや社会性の不足など複合的な問題を抱えている子どもに対して、居場所を提供する「青い羽根のいえ」を開設し、子どもの状況に応じた居場所づくりを進めてきました。

③ 学習支援：学習支援の提供により基礎学力の向上を図る

○「地域未来塾」の開催

→目標：市内全中学校・義務教育学校で月複数回の開催

生徒の学力向上及び学習習慣の定着のために、市内の中学校・義務教育学校（後期課程）ごとに、各学校の実情等を踏まえ計画し、学習支援を行いました。

○「放課後子供教室」での学習支援の実施

→目標：市内全小学校・義務教育学校での定期的な開催

平成30年度（2018年度）から秀峰交流ひろば、令和元年度（2019年度）から学園の森交流ひろば及びみどりの交流ひろば、令和5年度（2023年度）より、新たに「研究学園交流ひろば」が開設され、継続的に放課後子供教室を実施しました。

○学習インフラの整備

経済的理由等によりインターネット利用環境が未整備の家庭の児童・生徒の家庭学習環境の均衡を図るため、貸出対象者からの申請に基づき、全ての家庭にモバイルwi-fiルーター等の貸出しを実施しました。

④ 保護者支援：経済的に困難を抱える保護者への支援を充実させる

○高等職業訓練促進給付金の活用促進

→目標：受給者を30人程度に増加

定期的な市広報紙への事業案内の掲載や、児童扶養手当受給者への通知にチラシを同封する等、事業の周知を行うことで、過去5年間の事業利用者は、毎年増加しています。令和5年度（2023年度）からは、つくば市独自で支給している高等職業訓練修業者支援給付金について、通信制の講座受講者も対象とし支給要件を緩和しました。

⑤ 市民参加：地域の市民が参加しやすくするための支援を行う

○ボランティア説明会の開催

→目標：年2回程度の開催（高校生・大学生にも参加を呼びかけ）

年2回の開催により、「つくばこどもの青い羽根学習会」、「みんなの食堂」や「放課後子供教室」で活動する市民ボランティアを募ることができました。

○学習支援事業者向け研修会・意見交換会の開催

→目標：年4回程度の開催

研修会と意見交換会を定期的実施することにより、学習支援の技術向上、市と事業者の連携を強めることができました。

⑥ データ収集：網羅的データベース構築により、支援すべき子どもを取り残さない

○データベースの構築

→目標：利用状況を踏まえてさらなる拡充を検討

支援状況一覧や支援状況等子どもに関する情報を網羅的に掲載した「データベースみまもり」を構築し、各学校や関係機関と連携した、アウトリーチ支援を推進しました。

○非認知能力等判定の実施

→目標：4・5・7・8年生全員に実施

学校生活総合質問調査 i-checkを4年生から9年生全員に実施し、教職員が教育相談に生かし、子どもたちの悩みや困り感に対する早期発見、早期対応のために活用しています。

⑦ 推進体制：施策の推進体制を構築する

○こども未来庁内連携会議の開催

→目標：継続的に毎年2回開催

年2回の会議の開催により、各部局間における事業の進捗状況や課題等を共有し、部局間の連携を推進しました。

○こども未来懇話会の開催

→目標：継続的に随時開催

有識者や学校関係者、支援団体代表者及び市民委員で構成される「つくば市こども未来懇話会」を定期的で開催し、具体的実施事項の事業の進捗状況の検証を行いました。各事業ごとにアウトカム・アウトプットの要素を取り入れたことで、事業の成果等がより詳細に確認できるようになりました。

2 第1期プランの課題

第1期プラン期間中の、子どもの貧困に関する支援情報等を集約したデータベースままもりの分析や、具体的実施事項の実施状況から課題を整理しました。

まず、つくば市において生活保護又は就学援助受給世帯の子どもの人数・割合は、令和元年度(2019年度)から令和4年度(2022年度)にかけて増加を続けています(図1参照)。

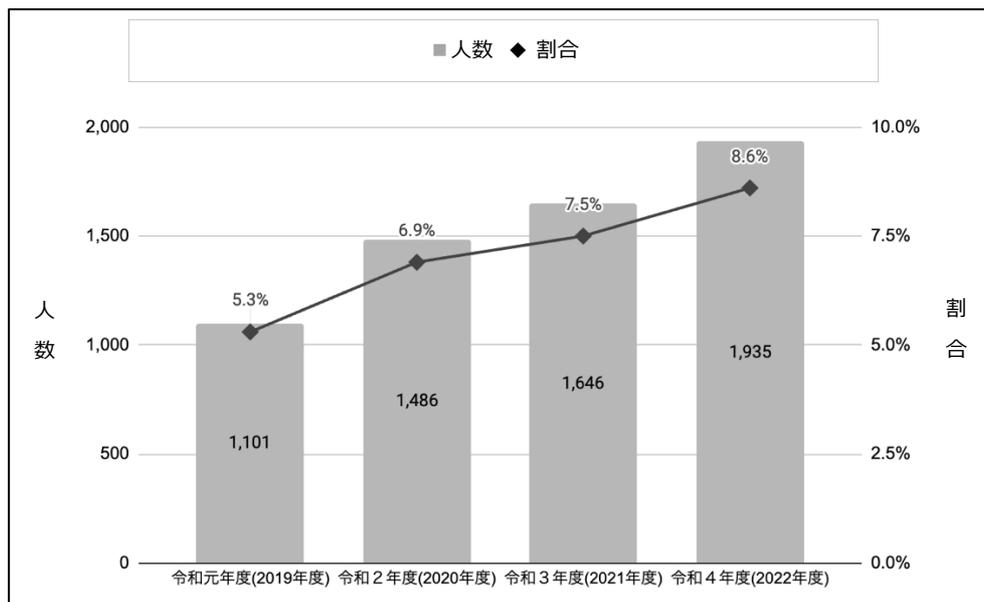


図1 生活保護又は就学援助受給世帯の子どもの人数と割合(資料:データベースままもり)

そして、生活保護又は就学援助受給世帯の子どもはそれ以外の世帯の子どもに比べて、学校生活総合質問調査 i-check の得点が高く、より困難な状況にあることが分かりました(図2参照)。

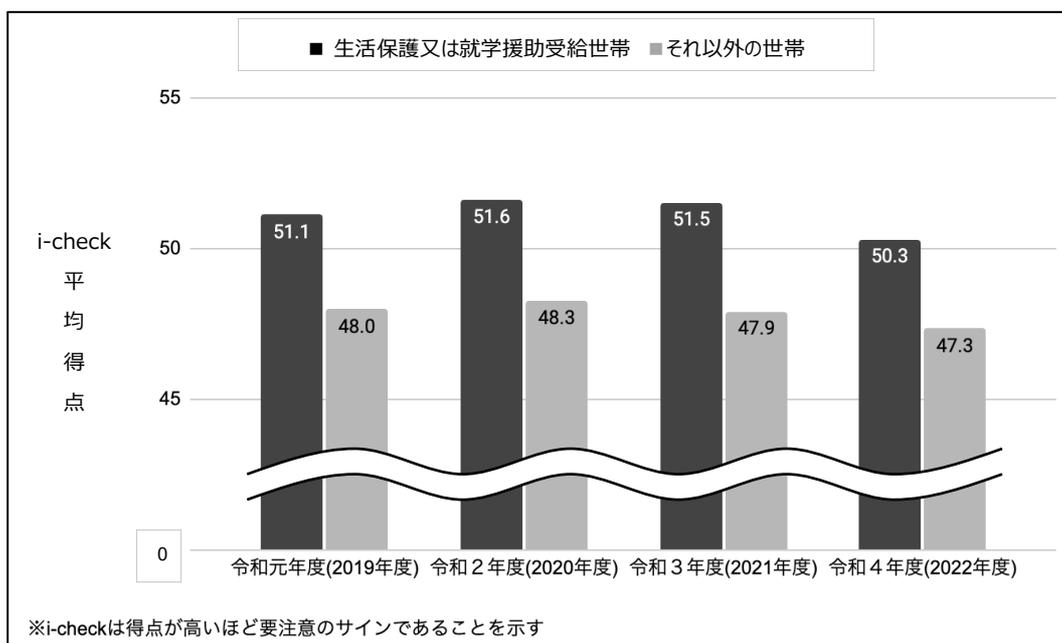


図2 学習生活総合質問調査 i-check 結果の比較(資料:データベースままもり)

このような困難な状況に置かれている子どもに対し、つくば市では各学校や関係機関と連携してアウトリーチ支援を実施することで、学習支援や居場所支援等の事業の利用につながってきました。そして、学習支援事業を継続的に利用した子どもについて、学校生活総合質問調査 i-check の結果の好転も見られています(図3参照)。

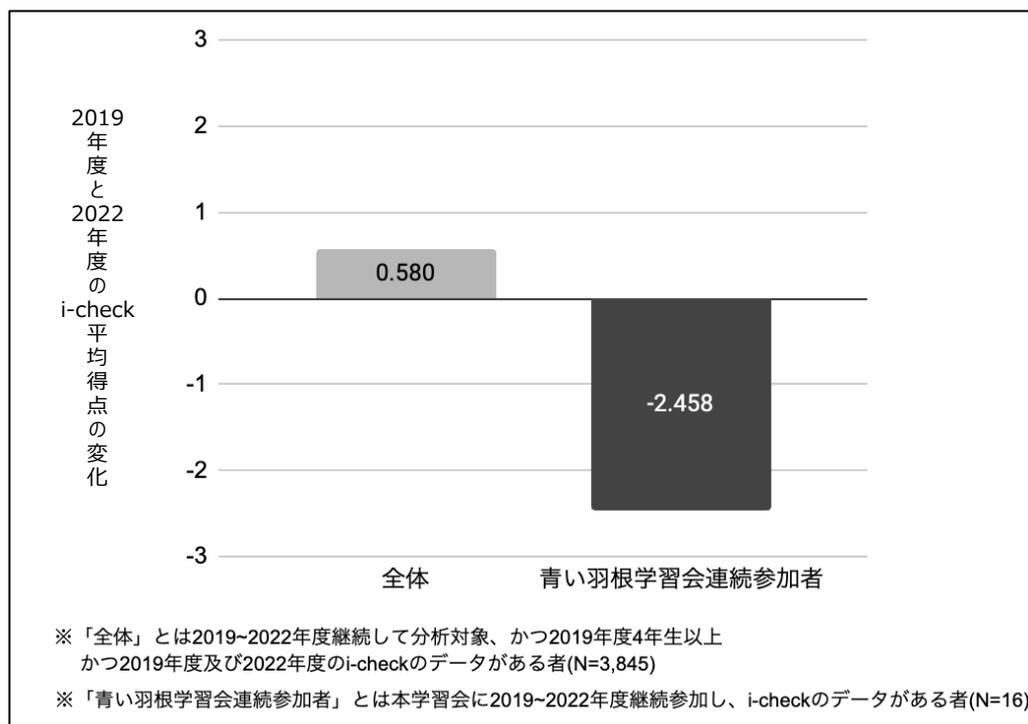


図3 青い羽根学習会連続参加者の i-check 平均値の変化 (資料：データベースみまもり)

一方、家庭児童相談に関わったことがある子どもの人数は貧困かどうかに関わらず年々増加しており、そのうち貧困の状況にない子どもが7割前後を占めています(図4参照)。

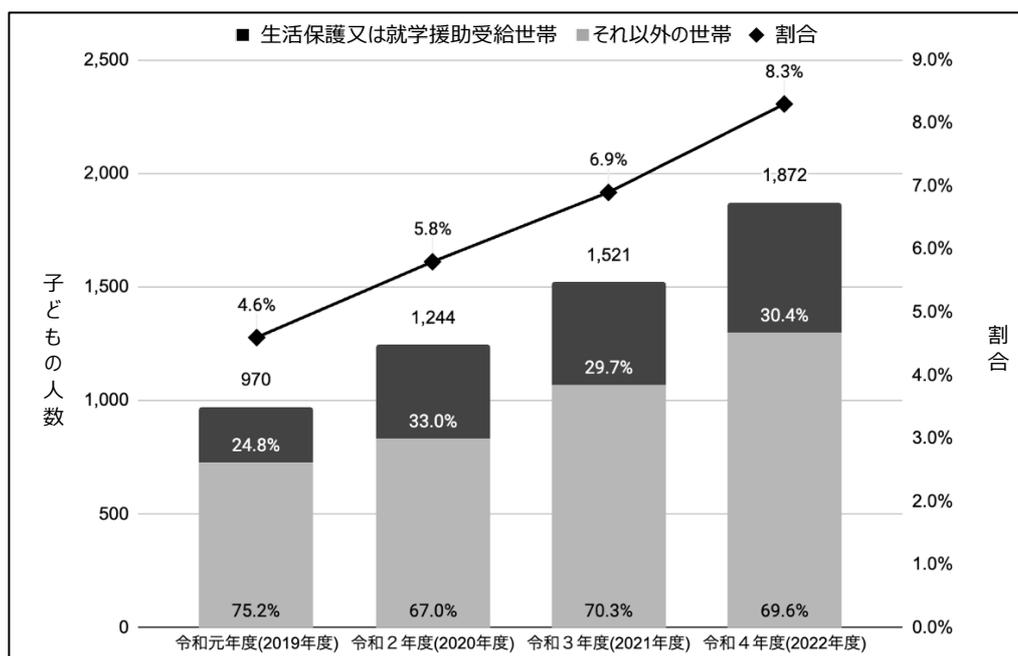


図4 家庭児童相談に関わったことがある子どもの人数と割合 (資料：データベースみまもり)

さらに、不登校（年間の欠席 30 日以上）の子どもの人数・割合も、令和元年度(2019 年度)から令和 4 年度(2022 年度)にかけて増加を続けています（図 5 参照）。

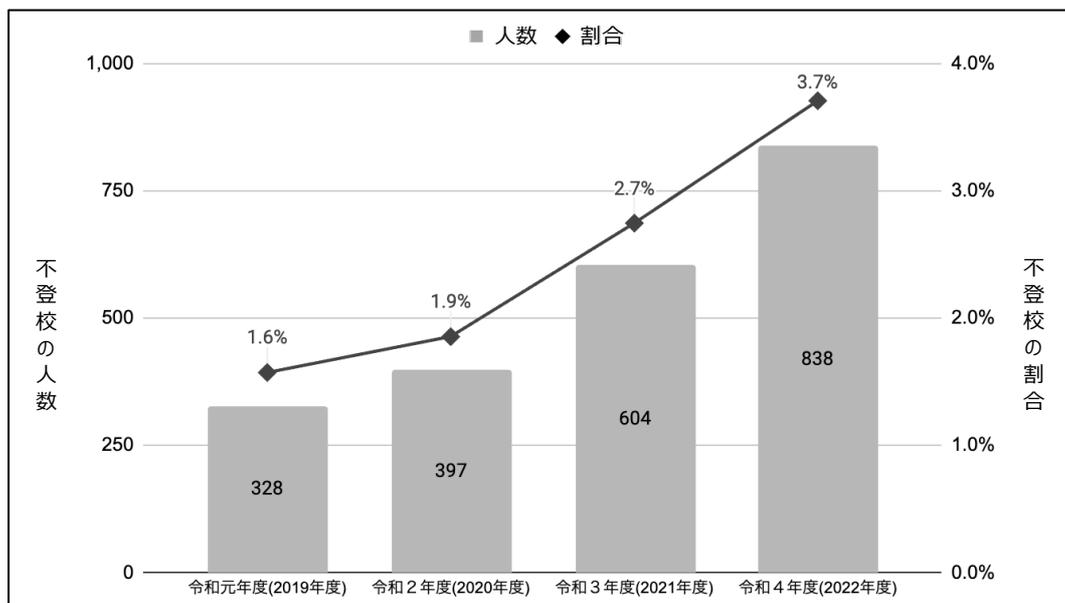


図 5 不登校の人数と割合（資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

以上のことから、貧困の状況にある子どもや家庭に対しては引き続き支援が必要であるとともに、貧困かどうかに関わらず複合的な困難を抱えている子どもや家庭も多く、支援のニーズは増え続けていると言えます。同時にそうした子どもや家庭の中には、必要な支援制度やその手続きが分からない、また、制度の利用をためらう等の状況も見られます。そのため、つくば市においては子どもに関わる関係機関や全ての部署が連携しながら、必要な支援を届けることで貧困の連鎖解消を目指すとともに、将来の貧困を生まないようにすることが必要です。

第3章 第2期プランの推進

1 子どもの支援の方向性

つくば市では、子どもが生まれた環境や育った環境によらず健全に育っていけるよう、困難を抱えている子どもを早期に発見し支援を届けること、また、現状のみならず将来の貧困を予防することの2つの観点から、以下のビジョンを持って事業に取り組みます。

【ビジョン】

支援の輪で子どもを未来へつなぐまち

2 目指す指標値

第2期プランの取組の成果を図るため、困難を抱える子どもを対象に、以下の項目を設定し、指標としていきます。指標は第1期プランの目標に加えて、子どもの抱える困難の複雑性を踏まえ、生活習慣の改善も目指したものとしています。なお、現状値は困難を抱える子どもの令和5年度における実績であり、目標値は困難を抱える子ども以外の実績を基準に設定しています。

(1) 自己肯定感を持つ児童生徒の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 69.1% → 目標値：74.8%

「自分には、いいところがあると思いますか」（学校生活総合質問調査 i-check）

(2) 「自分の将来について明るい希望がある」と思う児童生徒の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 81.7% → 目標値：83.9%

「将来、あんな人になりたい、こんな事がしたい、こんな仕事につきたいという、夢や目標がありますか。」（学校生活総合質問調査 i-check）

(3) 基本的な生活習慣が身についている児童生徒の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 81.2% → 目標値：92.0%

「朝食は毎日たべていますか」（学校生活総合質問調査 i-check）

(4) 学習習慣が身についている児童生徒の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 54.2% → 目標値：62.6%

「勉強するときは、自分で計画を立てていますか。」（学校生活総合質問調査 i-check）

(5) 生活保護世帯に属する子どもの進路決定の割合

現状値：令和5年度（2023年度） 100% → 目標：100%

生活保護世帯に属する子どもが希望する進路に進むことができた割合

3 実施事項

第2期プランにおいては、第1期プラン実施期間の取組や子どもに関するデータ分析を通じて把握できた課題を今後5年間で解決しながら、ビジョンを達成するための実施事項を策定しています。実施事項の中では4つの基本施策を設定し、各実施項目に取り組みます。さらに、実施項目のうち、重点的に取り組む必要のある項目については「重点項目」として表内で示しています。

(1) 分野横断的な支援

～子どもや家庭が支援につながる体制の推進～

困難を抱える子どもや家庭を誰一人取り残さないために、支援が届いていない、または届きにくい子どもや家庭を早期に発見し、支援につながるよう、庁内と学校が連携し、地域の団体等と協働して支援の充実に取り組みます。また、子どもに関わる支援者の育成に取り組み、支援の質の向上を図ります。

〈実施項目〉

1 子どもの貧困の解消に向けた対策に関する連携体制の推進	
重点項目	事業概要
○	1 こども未来センターを中心とした支援の連携体制の構築 ・市の子ども支援を担う「こども未来センター（こども家庭センター）」を中心とし、各支援機関と連携を図る体制を構築します。 ・こども未来支援担当者会議 こども未来センターにおいて、子どもの支援に関わる、子ども家庭支援員、スクールソーシャルワーカー、保健師等の支援者間の連携の推進を目的に開催します。
	2 子どもの支援に関する庁内連携体制の推進 ・こども政策推進アドバイザリー会議 子どもの学習・生活支援等の事業運営や子ども政策に関する知見を有する者をアドバイザリーに迎え、子どもを取り巻くあらゆる環境や課題に適切に対応し、関係部署が連携することにより、子どもの権利の保障や健やかな成長を支援することを目的に開催します。 ・こども未来庁内連携会議 関係部局である保健部、福祉部、教育局、こども部の横断的支援体制の推進を目的に開催します。
	3 つくば市こども未来懇話会 ・有識者や学校関係者、支援団体代表者及び市民委員で構成される懇話会において、第2期プランの事業進捗の検証、推進体制等の検討のため開催します。

2 支援対象者の早期発見と支援		
○	1	子どもに関するデータベースの運用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子どもを早期発見することを目的に、1年生から9年生を対象とした子どもの支援に関するデータベースを作成し、アウトリーチ支援・プッシュ型支援が届きやすくするための取組を進めます。 ・支援対象者について、未就学児を含めることを検討します。 ・データベースの安定的な運用を目的とし、システム化に取り組み、事業効果の検証や、支援が必要な子どもの経年変化の検証などへの活用について検討します。
	2	学校生活総合質問調査 i-check（非認知能力等判定）の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とする児童生徒を早期に発見するため、全小・中・義務教育学校で4年生から9年生を対象に調査を実施します。

3 子どもに関わる支援者の育成・確保		
	1	相談支援の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもや家庭の状況に応じた専門的な支援が実施できるよう、支援者の育成・確保に取り組みます。 ・子どもの支援に関わる、子ども家庭支援員やスクールソーシャルワーカー等を対象に、相談支援の専門性の向上を目的とした研修を継続的に実施します。
	2	子どもの支援の担い手の育成・確保 <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもたちを支援する環境を広めるため、子どもの学習支援・居場所づくりボランティア登録説明会を開催し、学習支援や居場所支援に参加するボランティアの募集を行います。 ・子どもの支援に関わる地域人材の育成を目的とした研修を実施します。
	3	学習・居場所支援事業者向け研修・意見交換会 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習支援や居場所支援を行う事業者間の連携や、支援の質の向上を目的として、研修や事業者・団体同士の意見交換の場を設けます。

(2) 教育の支援

～将来の貧困の予防に向けた学校内外における教育機会確保のための支援の推進～

経済的困窮等の家庭の困難な状況に関わらず、全ての子どもが安心して教育を受けられるよう、学校内外に学習の場を設けるとともに、学校内にはスクールソーシャルワーカーを配置して支援を実施します。

また、教育の機会均等を目的として教育費の負担軽減に取り組みます。

〈実施項目〉

1 学校における支援	
重点項目	事業概要
○	1 不登校児童生徒支援事業 ・児童生徒の相談や教育支援を行う専任職員を配置した校内フリースクールを設置し、不登校児童生徒などを支援します。また、民間フリースクールに対して補助金を交付することで、不登校児童生徒の学習や相談の機会や居場所を確保し、児童生徒が社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実に図ります。 ・不登校児童生徒の現状や支援ニーズの把握に努め、支援の現状を把握した上で、学校、スクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒を支援する者等が連携、協力して取組を行っていきます。
	2 スクールソーシャルワーカー配置事業 ・家庭や生活環境が心配な児童生徒に対し、生活相談やアウトリーチ、適切な機関と連携し、生活環境の改善を図ります。 ・スクールソーシャルワーカーに対し、定期的な研修を実施したり、外部・専門機関と連携したりすることで、丁寧かつ適切な支援体制の強化に取り組みます。
	3 特別支援教育に関する就学相談、教育相談 ・特別な支援や配慮を必要としている子どもの就学についての相談を受け、一人一人の教育的ニーズを踏まえた適切な教育が受けられるよう、特別支援教育指導員が相談に応じます。
	4 外国にルーツのある児童・生徒に対する日本語指導 ・外国にルーツを持つ子どもたちへ日本語学習支援を実施します。

2 地域における学習支援		
○	1	生活困窮世帯等への学習支援 <ul style="list-style-type: none"> 生活保護または就学援助受給世帯の主に4年生から9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供を目的として、無料の学習会（つくばこどもの青い羽根学習会）を実施します。 生活困窮世帯の子どもが地域や家庭の状況によらず利用できる学習支援の実施のため、自宅から学習支援拠点までの距離や家庭の状況によらず、子どもが利用しやすい環境作りに取り組みます。 高校生世代を対象に、進学を目指すための学習環境の提供や、居場所として通うことを目的とした学習支援について検討を進めます。
	2	放課後子供教室 <ul style="list-style-type: none"> 市内の小学生を対象とし、小学校や交流ひろばなどの施設を活用してさまざまな体験活動を楽しみながら、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができる場を提供します。
	3	つくば未来塾 <ul style="list-style-type: none"> 地域に住む大学生・大学院生や一般の方々を「学習チューター」として市内中学校・義務教育学校（後期課程）に派遣し、夏季休業日や放課後の時間を利用して学習支援を行います。

3 教育費に関する費用負担の軽減		
	1	生活保護制度における教育扶助（小学校・中学校・義務教育学校） <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒のいる生活保護受給世帯へ教育扶助費を支給します。（教材費、給食費、学習支援費等を基準に沿って支給）
	2	就学援助（小学校・中学校・義務教育学校） <ul style="list-style-type: none"> 経済的理由により、就学させることが困難と認められる児童生徒の保護者の方に、就学援助費として学用品費や給食費等の一部を援助します。
	3	遠距離通学費補助金事業（小学校・中学校・義務教育学校） <ul style="list-style-type: none"> 一定以上の距離を通学している児童生徒の保護者に対して、通学費を補助します。
	4	高等学校等通学定期券購入支援・高校生自転車等通学支援 <ul style="list-style-type: none"> 高校生の能力や適性、興味関心にあった進路の選択肢を広げるため、公共交通機関又は自転車等で継続的に通学する高校生を支援します。（要件を満たす者に支給）
	5	幼児教育・保育の無償化 <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳児クラスの子どもや、0歳から2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもを対象に、保育料を無償化します。

(3) 生活の安定に資するための支援

～妊娠・出産期からの保護者、子どもへの生活支援の推進～

子どもの心身の健全な成長を確保し、生活困窮を含めた親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援を実施します。困難な状況にある子どもや家庭が社会的孤立に陥ることのないよう、子どもと保護者それぞれに、居場所の提供や育児負担軽減に取り組みます。また、困窮の状況にある保護者等に対しては、安定した生活や職業生活の自立のための支援を行います。

〈実施項目〉

1 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援	
重点項目	事業概要
○	1 こども未来センターにおける切れ目のない支援 ・こども未来センターを設置し、児童福祉分野と母子保健分野を統合して、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。
	2 伴走型相談支援（つくば市出産・子育て応援給付金事業） ・妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、面談を通じて相談を受け、必要な支援等につなげる伴走型相談支援と、出産・子育てを応援するための経済的支援を併せて実施します。
○	3 支援対象児童等見守り強化事業 ・要保護児童等のいる家庭を訪問し、子どもを見守り、必要な支援につなげるための事業を新たに実施します。 ・訪問・見守りの方法について、事業を検証しながら、より効果的に支援につなげられるよう取組を進めます。

2 子どもの生活支援	
○	1 居場所づくり支援事業 ・複合的な困難を抱える子どもの居場所支援として「青い羽根のいえ」を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、子どもや保護者への相談支援や関係機関へのつなぎ等、包括的な支援を実施します。 ・支援が必要な子どもの受入体制を強化するため、「青い羽根のいえ」の増設や、高校生世代を対象とした居場所の設置へ向けた検討を進めます。 ・子どもの安心安全に配慮した形で、子どもが意見表明する機会を提供し、事業へ反映します。
	2 みんなの食堂事業補助金 ・食を通じて地域の子どもと大人が交流することができ、子どもと大人の居場所となる食堂（みんなの食堂）について、運営を支援し、新規開設を促進するため、実施する団体へ補助金を交付します。

		アフタースクールモデル事業
3		<ul style="list-style-type: none"> ・希望する全ての児童が、放課後の過ごし方を自分で決められ、「居たい・行きたい・やってみたい」と感じることでできる居場所として、学校施設を活用した「アフタースクール」をモデル校（つくば市立沼崎小学校）で、令和7年度に実施します。 ・保護者の就労の有無に関わらず利用可能で、地域の人材とも連携した多様な体験活動等を実施します。

3 保護者の生活支援		
		生活困窮者自立支援事業
1		・生活保護に至る前の支援策として、就労準備支援事業、家計改善支援事業、住居確保給付金支給事業等による、自立に向けた支援を行います。
○		つくば市高等職業訓練促進給付金等事業
2		・ひとり親家庭の保護者が就職の際に有利となり、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で半年以上修業する場合に、生活費の支援として給付金を支給します。さらに資格取得期間中の生活の安定をより図るため、高等職業訓練促進給付金に加えて市独自の給付を行い、保護者の自立を支援します。
		ペアレント・トレーニングの実施
3		・主に3歳から6歳の子どもの保護者を対象として、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて相談及び助言を実施します。
		子育て短期支援事業
4		・保護者による養育が困難となった場合に、児童養護施設や里親が子どもを一時的に預かる、ショートステイ事業・トワイライトステイ事業・休日預かり事業を実施します。

(4) 経済的支援

全ての子どもが能力や可能性を最大限伸ばして、夢や希望を持てるよう、地域における学習や活動に対して経済的支援を実施します。

また、子育て家庭の生活基盤が保たれるよう、保護者の健康状態や就労状況に応じて、日々の生活を安定させるための経済的支援を実施します。

〈実施項目〉

1 地域における子どもの活動等への支援	
重点項目	事業概要
○	<p>1 子どもの学習塾代等の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、学習塾の利用にかかる授業料の一部を助成します。 ・経済的困窮を抱える世帯に対し、子どもの進学に向けた支援をすることで家庭の経済的負担の軽減に向けた取組を検討します。
○	<p>2 部活動地域移行による負担額補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、地域クラブ活動参加費用を助成します。 ・生活に困窮する家庭の経済的負担の軽減を図ることにより、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会が確保されるように取り組みます。
2 家庭の生活基盤安定のための支援	
	<p>1 児童扶養手当の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。
	<p>2 つくば市ひとり親家庭等児童福祉金制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない15歳以下の児童を育成する家庭の生活の安定と自立の促進及び児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。
	<p>3 ひとり親家庭養育費確保支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の方の養育費の受け取りを支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料、裁判外紛争解決手続(ADR)の利用料の補助等を行います。
	<p>4 児童クラブ利用料の免除・助成の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営または民営児童クラブを利用している生活保護受給世帯や市民税所得割非課税世帯を対象に、使用料の免除又は助成をします。

資料編

1 第2期つくば市こども未来プラン策定の経緯

第2期プランの策定に当たっては、有識者や学校関係者、支援団体代表者及び市民委員で構成される「つくば市こども未来懇話会」において議論を行いました。

また、広く市民の意見を反映させるため、令和6年（2024年）9月～10月にパブリックコメントを実施しました。

こども未来懇話会開催状況

月 日	内 容
令和5年 (2023年) 7月20日	<ul style="list-style-type: none">・つくば市こども未来プラン具体的実施事項の事業進捗状況について・つくば市こども未来プラン達成度評価（案）について・第2期こども未来プラン策定スケジュールについて
10月18日	<ul style="list-style-type: none">・つくば市こども未来プラン達成度評価（案）について・第2期つくば市こども未来プラン策定スケジュールについて・第2期つくば市こども未来プラン大枠案について
11月17日	<ul style="list-style-type: none">・第2期つくば市こども未来プラン骨子案について・つくば市こども未来プラン達成度評価について
令和6年 (2024年) 3月15日	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度事業実績の報告・第2期こども未来プラン策定について
7月24日	<ul style="list-style-type: none">・第2期こども未来プラン策定について
11月1日	<ul style="list-style-type: none">・第2期こども未来プラン策定について

2 つくば市子ども未来懇話会委員名簿

令和5年度(2023年度)

○：座長 ○：副座長

(敬称略)

氏名	所属	区分
○藤田晃之	筑波大学人間系 教授	学識経験者
○外山美樹	筑波大学人間系 教授	学識経験者
内野隆之	つくば市PTA連絡協議会 会長	児童・生徒の保護者
黒崎博	公募	つくば市民
菅原遥	公募	つくば市民
柳下英子	つくば市学校長会 会長	公立小・中学校長
永田孝男	つくば市学校長会 副会長	公立小・中学校長
大久保良文	つくば市主任児童委員連絡会 会長	主任児童委員
かさいひろこ	認定特定非営利活動法人NGO 未来の子どもネットワーク代表理事	各種支援団体の代表者

令和6年度(2024年度)

○：座長 ○：副座長

(敬称略)

氏名	所属	区分
○藤田晃之	筑波大学人間系 教授	学識経験者
○外山美樹	筑波大学人間系 教授	学識経験者
森田修司	つくば市PTA連絡協議会 会長	児童・生徒の保護者
吉澤清美	公募	つくば市民
関泰代	公募	つくば市民
根本智	つくば市学校長会 会長	公立小・中学校長
園田浩美	つくば市学校長会 副会長	公立小・中学校長
大久保良文	つくば市主任児童委員連絡会 会長	主任児童委員
かさいひろこ	認定特定非営利活動法人NGO 未来の子どもネットワーク代表理事	各種支援団体の代表者

第2期つくば市こども未来プラン

令和6年（2024年）12月

発行：つくば市こども部こども未来センター
〒305-8555 茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1
電話 029-883-1111（代表）
Fax 029-828-6203

第2期

つくば市こども未来プラン

実施期間

2024～2028年度

【ビジョン】支援の輪で子どもを未来へつなぐまち

実施事項

全36事業

生活安定の支援

重点項目
4事業妊娠・出産期からの保護者、
子どもへの切れ目のない
生活支援の推進

- ◎こども未来センターにおける切れ目のない支援
- ◎支援対象児童等見守り強化事業
- ◎居場所づくり支援事業
- ◎つくば市高等職業訓練促進給付金等事業
ほか実施項目6事業

困難を抱える子どもや家庭を
誰一人取り残さないために
子どもや家庭が支援に
つながる体制の推進

- ◎こども未来センターを中心とした
支援の連携体制の構築
- ◎子どもに関するデータベースの運用の推進
ほか実施項目6事業

分野横断的支援

重点項目
2事業

全ての子どもが夢や希望を
持てるための経済的支援の推進

- ◎子どもの学習塾代等の助成
- ◎部活動地域移行による
負担額補助
ほか実施項目4事業

全ての子どもが安心して
教育を受けられる支援の推進

- ◎不登校児童生徒支援事業（校内フリースクールの設置等）
- ◎スクールソーシャルワーカー配置事業
- ◎生活困窮世帯等への学習支援
ほか実施項目9事業

教育の支援

重点項目
3事業

支援の方向性

- ◎現在、困難を抱えている子どもを
早期に発見し支援を届ける
- ◎将来の貧困を予防する

達成目標

- 自己肯定感を持つ児童生徒の割合
現状値 69.1% → 目標値 74.8%
- 「自分の将来について明るい希望がある」
と思う児童生徒の割合
現状値 81.7% → 目標値 83.9%
- 基本的な生活習慣が身についている
児童生徒の割合
現状値 81.2% → 目標値 92.0%
- 学習習慣が身についている児童生徒の割合
現状値 54.2% → 目標値 62.6%
- 生活保護世帯に属する子どもの
進路決定の割合
現状値 100% → 目標値 100%



子ども・家庭の現状報告について

令和7年度第1回つくば市こども未来懇話会

こども部こども未来センター

2025年7月17日

・トピック・

1 子どもの貧困の現状について

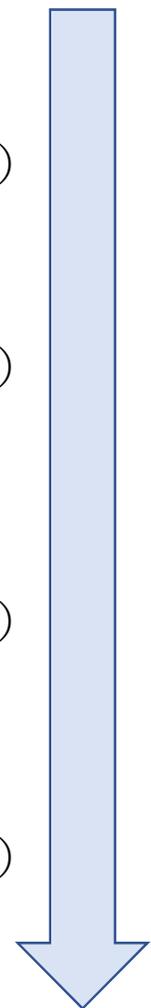
- (1) 子どもの貧困に関する法律の経過
- (2) 子どもの貧困の現状

2 つくば市で困難を抱えている子どもたちについて

- (1) 数値でみる子どもたちの姿
- (2) つくば市における子ども貧困解消に向けた取組
- (3) こども未来センターで関わった困難を抱えた子ども・家族の事例

1 子どもの貧困の現状について

(1) 子どもの貧困に関する法律の経過



平成26年
(2014年)

子どもの貧困対策の推進に関する法律 施行

令和元年
(2019年)

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律
施行

令和5年
(2023年)

こども基本法 施行
こども大綱 閣議決定

令和6年
(2024年)

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律 施行

1 子どもの貧困の現状について

(2) 子どもの貧困について

- 日本の子どもの相対的貧困率 11.5 %
(厚生労働省「2022年 国民生活基礎調査の概況」)



日本の子どもの9人に1人が貧困

- つくば市の生活困窮者世帯の児童・生徒数
(要保護者・準要保護者) 2,487人 * * 令和6年度に就学援助費支給人数

1 生活困窮者 生活困窮者自立支援法第3条

「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。

2 就学援助制度について 学校教育法第19条

経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

- ・ 要保護者 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・ 準要保護者 市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

絶対的な貧困と相対的な貧困

絶対的な貧困



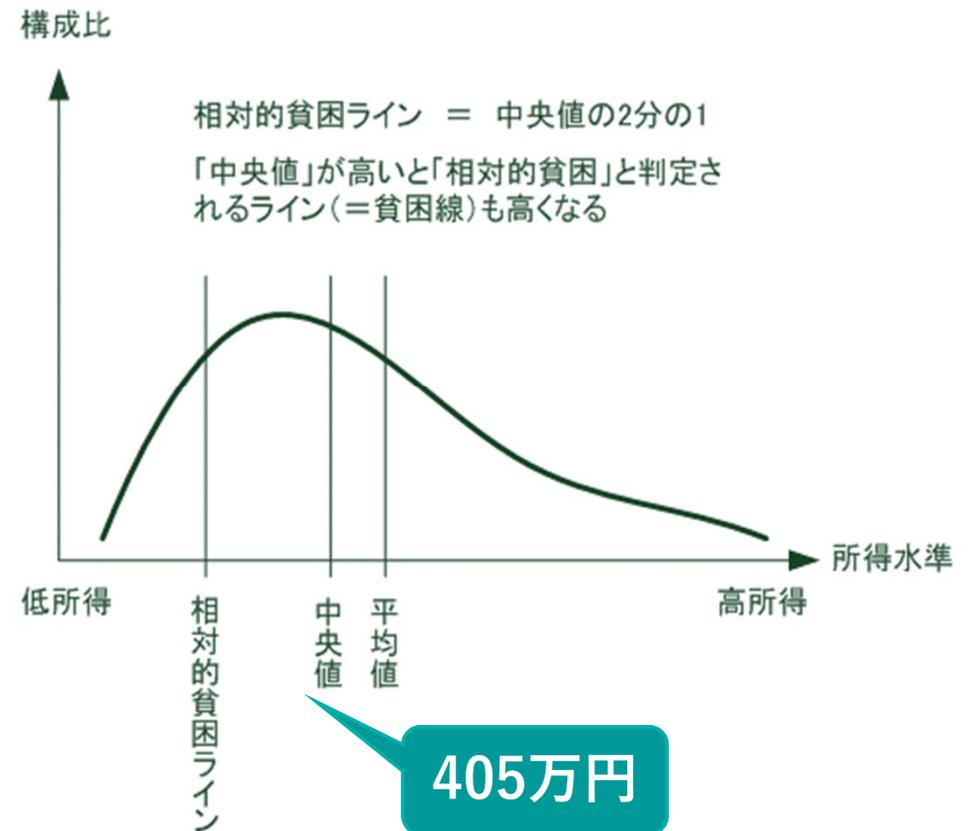
見た目で分かる明らかに
生活が貧しい

相対的な貧困

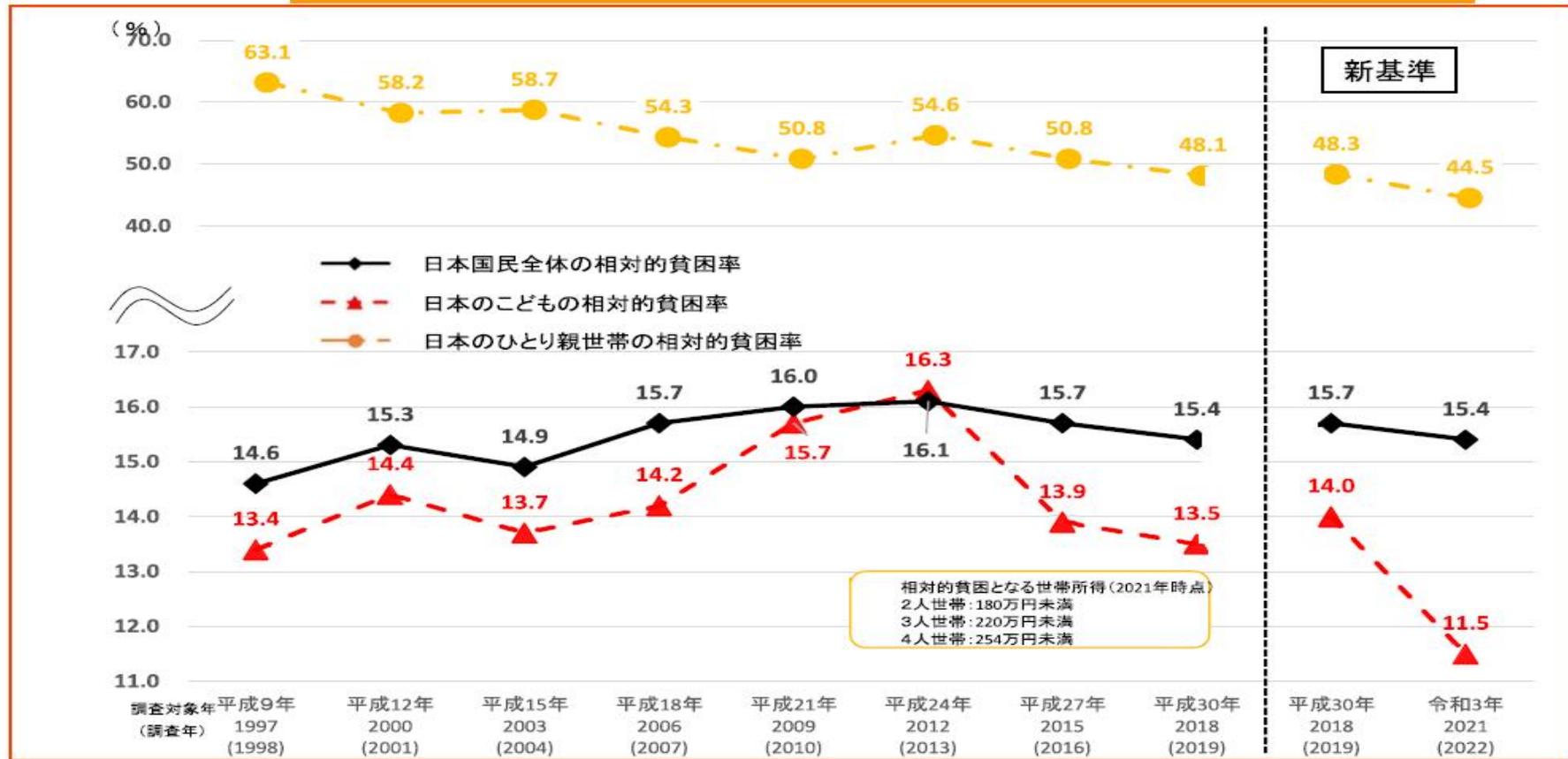


世帯所得が中央値の半分以下

図1: 相対的貧困率のイメージ



こどもの貧困率の推移



※貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。

※相対的貧困率とは、等価可処分所得(※1)の貧困線(※2)に満たない人の割合をいう。

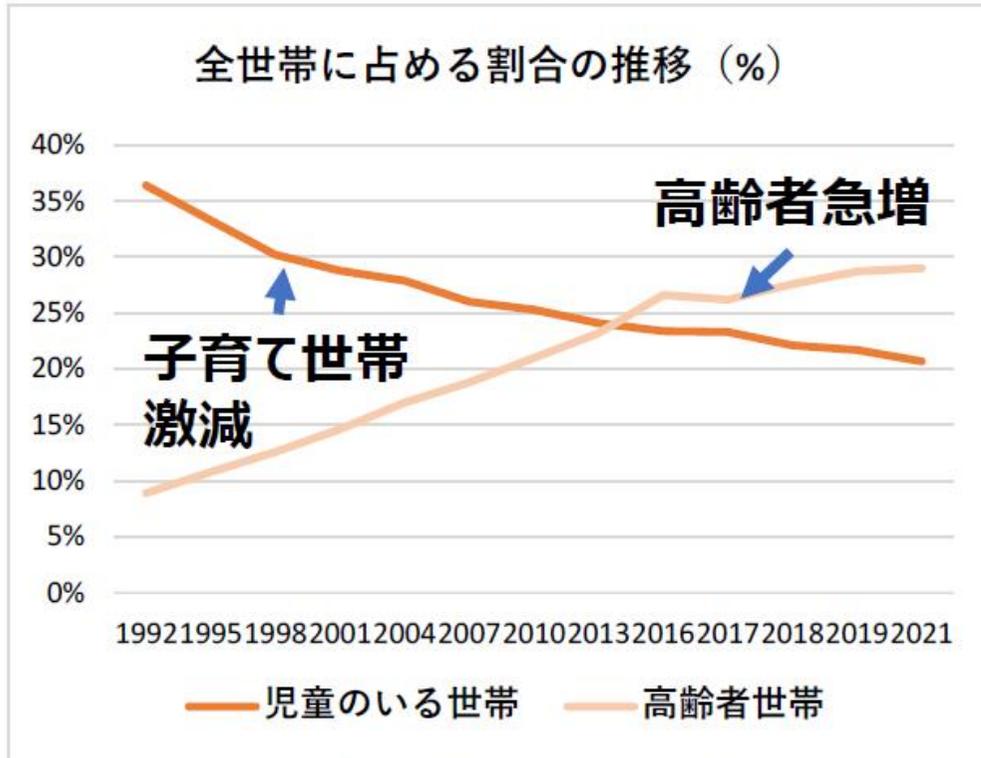
→ 保育サービスなどの現物給付や資産の多寡が考慮されていないことに留意が必要。

(※1)世帯の可処分所得(収入から直接税・社会保険料を除いたもの)を世帯人員の平方根で割った金額。

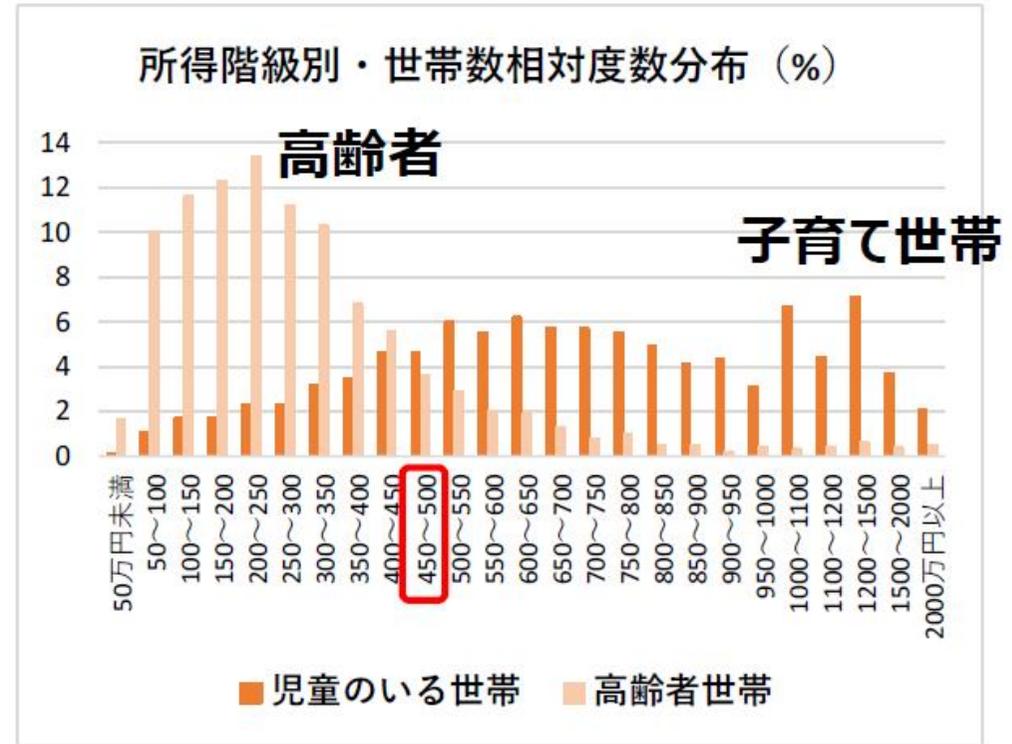
(※2)等価可処分所得の低い人から順に並べて、真ん中の順位(中央値)の金額の半分の金額。2021年調査時点で127万円。

※「新基準」は、2015年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。
 (出所)国民生活基礎調査(厚生労働省)

低所得高齢者世帯の急増により、日本全体の中央値や相対的貧困ラインは大きく下振れ



* 2022年国民生活基礎調査をもとにキッズドア作成。



* [2021 (令和3) 年 国民生活基礎調査の概況]をもとにキッズドア作成。

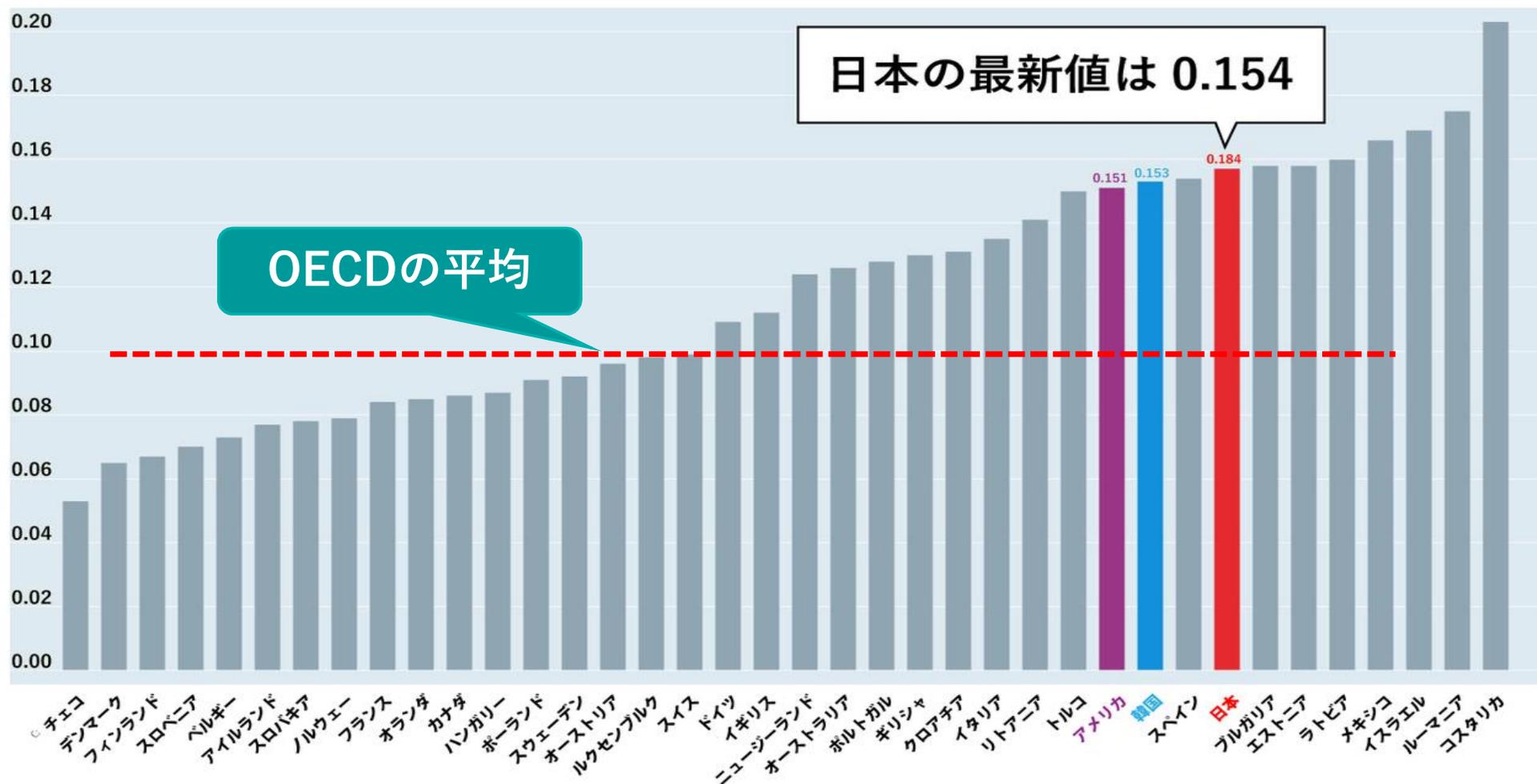
児童のいる世帯で格差は拡大

Copyright©2025 NPO KidsDoor

令和6年度高齢者白書 高齢化率29.1%

出展：子どもの貧困対策法成立12周年記念 院内集会 認定NPO法人キッズドア

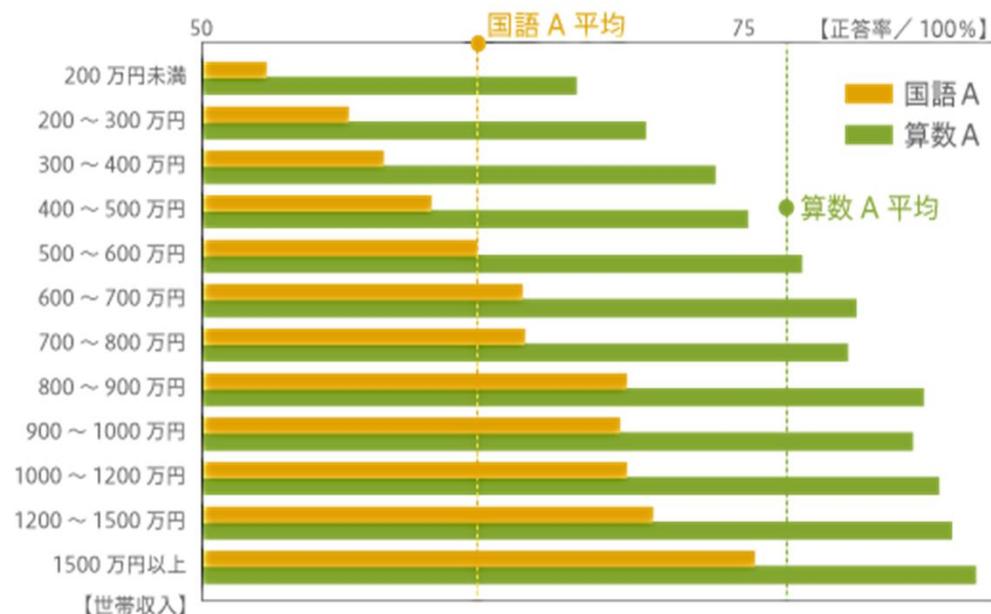
相対貧困率の国際比較（全世帯）



出典：OECD Poverty Rate 2021
Wedge ONLINE

経済格差が学力格差に

世帯収入と子どもの学力（対象／小学6年生）



出典：国立大学法人お茶の水女子大学『平成25年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究』

作成：（公社）チャイルドフォーチルドレン

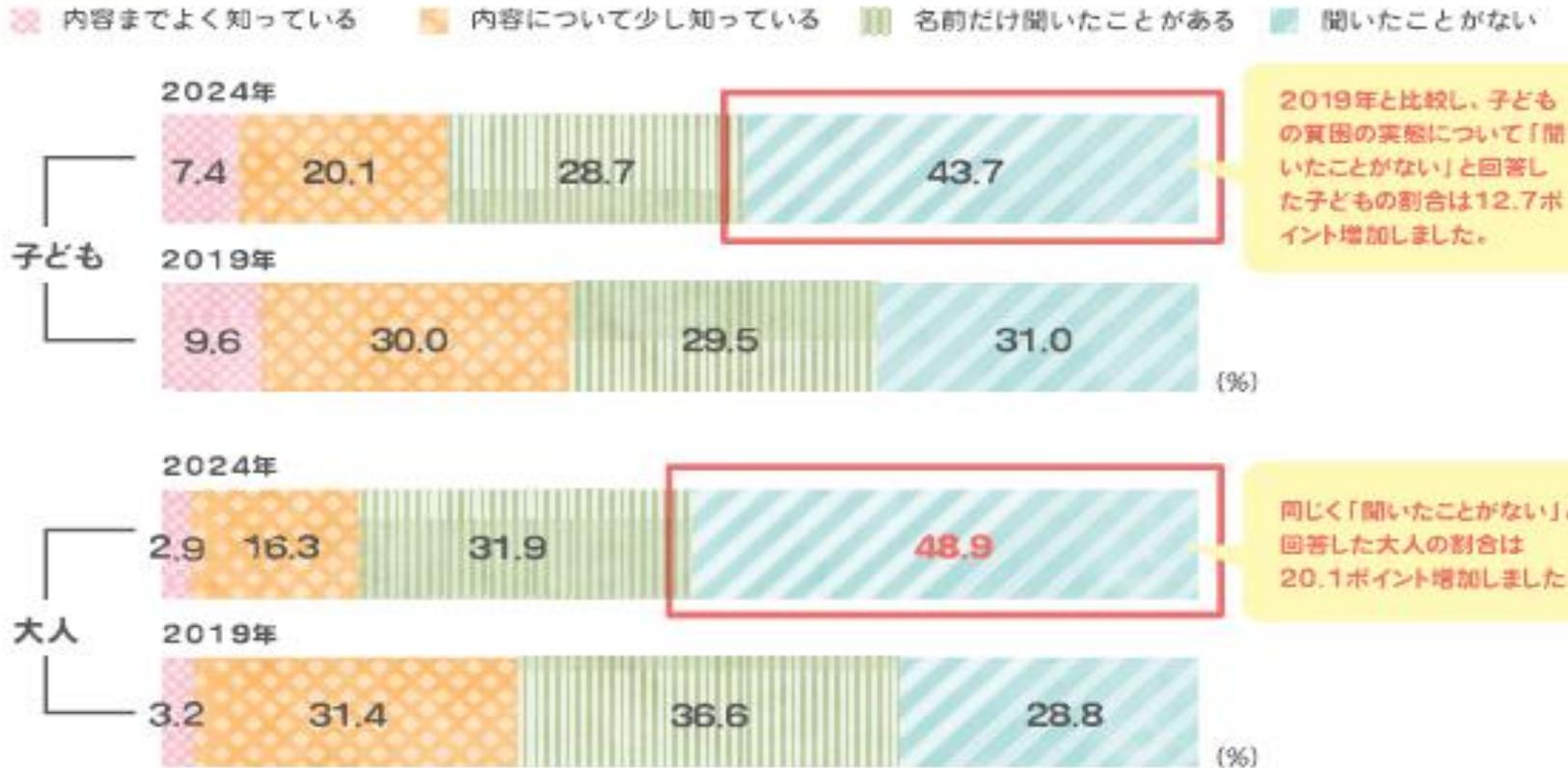
世帯収入	正答率（％）			
	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B
200万円未満	53.0	39.0	67.2	45.7
200万円～300万円	56.8	42.7	70.4	50.8
300万円～400万円	58.4	45.0	73.6	53.3
400万円～500万円	60.6	47.0	75.1	56.2
500万円～600万円	62.7	48.8	77.6	57.9
600万円～700万円	64.8	52.5	80.1	61.3
700万円～800万円	64.9	52.4	79.7	62.2
800万円～900万円	69.6	57.6	83.2	66.0
900万円～1000万円	69.3	55.1	82.7	66.4
1000万円～1200万円	69.6	55.5	83.9	67.9
1200万円～1500万円	70.8	59.4	84.5	67.1
1500万円以上	75.5	61.5	85.6	71.5

※出典：
お茶の水女子大学「平成25年度 全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」

子どもの貧困の実態の認知度

Q.1 日本における子どもの貧困の実態を知っていますか。(単一回答)

グラフ1



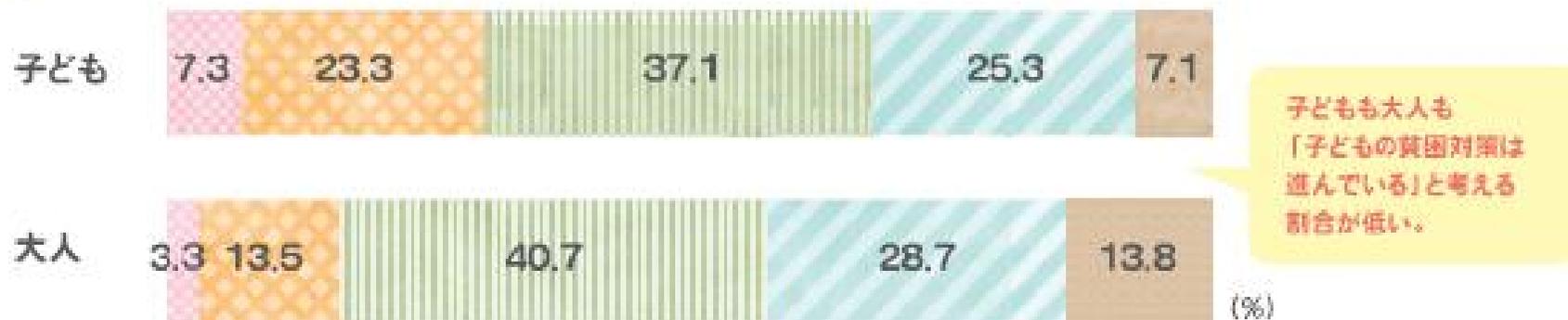
出展：3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

子どもの貧困対策の進捗

Q.4 日本の子どもの貧困対策は進んでいると思いますか。(単一回答)

とても進んでいる まあまあ進んでいる どちらともいえない あまり進んでいない まったく進んでいない

グラフ 4



出展：3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

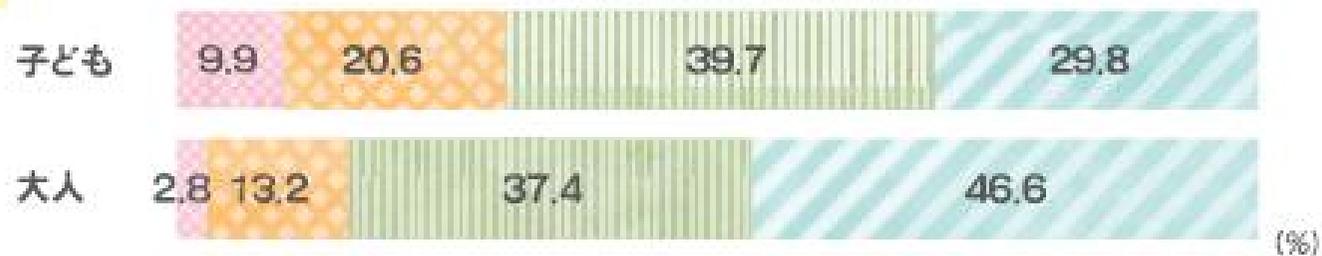
既存の法制度の認知度

Q.11 以下の各項目を知っていますか。(それぞれ単一回答)

■ 内容までよく知っている ■ 内容について少し知っている ■ 名前だけ聞いたことがある ■ 聞いたこと

こども基本法

グラフ 8



こどもの貧困解消法 (こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)

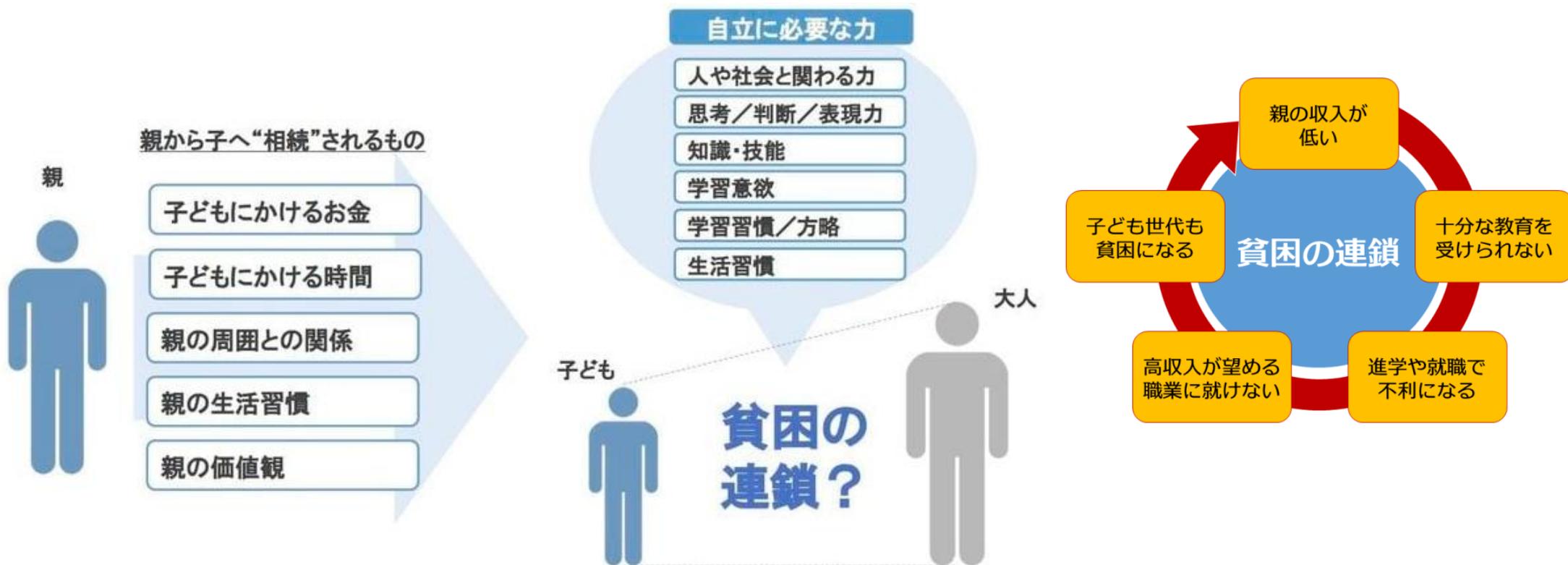
グラフ 9



出展：3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024
公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

世代を超えて連鎖する貧困

貧困を背景とした親から子への「負の社会的相続」が、将来の自立する力を奪う可能性



2 つくば市で困難を抱えている子どもたちについて

(1)数値でみるつくば市の子どもたちの姿

項目名	数値	備考
就学援助費支給人数	2,487人	令和7年度実績
児童扶養手当支給対象者数	1,369人	令和7年3月時点
こども家庭相談延件数	15,197件	令和6年度実績
こども家庭相談新規件数	1,588人	令和6年度実績（内虐待619人）
不登校児童生徒数	809人	令和5年度実数
青い羽根学習会登録人数	391人	令和6年度実績（小学校3年生はやぶさ教室含む）

令和7年6月1日現在 児童生徒数 小学校16,424人 中学校6,683人 合計23,107人

2 つくば市で困難を抱えている子どもたちについて

(2) つくば市における子ども貧困解消に向けた取組について

平成29年
(2017年)

つくばこどもの青い羽根学習会開始

平成30年
(2018年)

保健福祉部社会福祉課こども未来室設置

平成31年
(2019年)

つくば市こども未来プラン 策定

つくばこどもの青い羽根基金 創設

令和2年
(2020年)

居場所づくり支援事業（青い羽根のいえ）開始

令和6年
(2024年)

第2期つくば市こども未来プラン 策定

(3) こども未来センターで関わった困難を抱えた
子ども・家族の事例

別紙 資料6-2 参照

子どもや家庭が支援につながる体制の推進

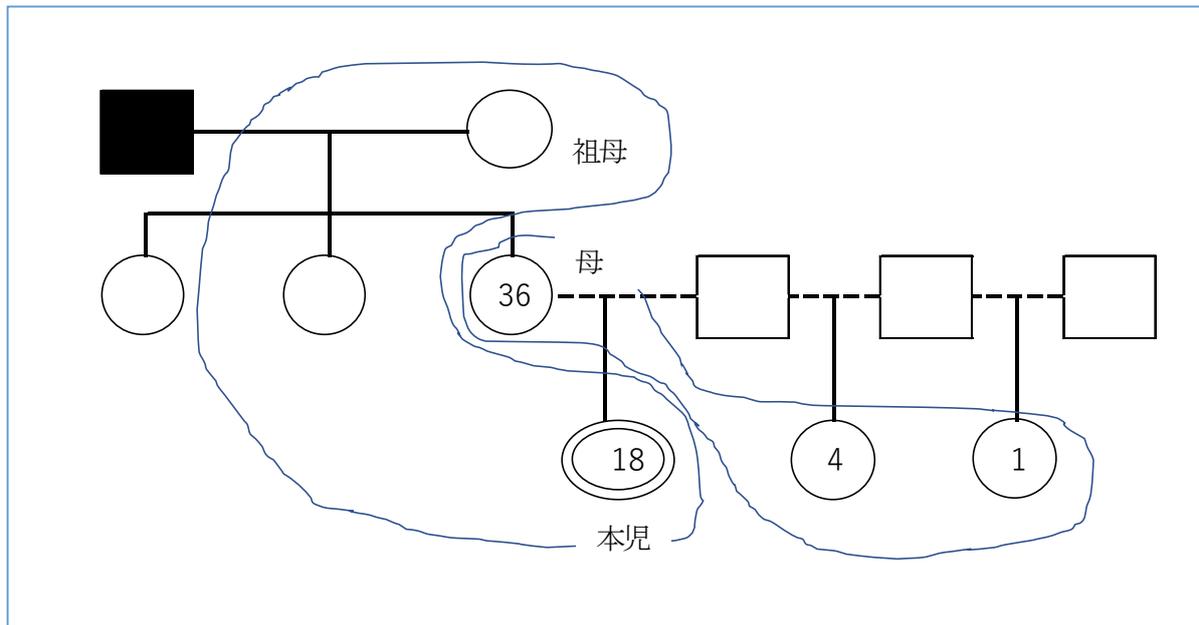
困難を抱えている子どもたちの声に基づいて、有識者や学校関係者、支援団体、市民と共に子どもの貧困解消に向けた対策の推進を進めてまいります。



《 中学校2年生から地域の社会資源とつながったケース 》

※事例は個人情報や倫理に配慮し、一部ケース内容を改変しています。

【ジェノグラム（家族関係図）】※現在の世帯の状況



【ケース概要】

1 介入のきっかけ

- ・令和2年当時、祖母と本児から市（当時子育て相談室）に相談あり。母が妊娠した、精神的に不安定、児童扶養手当の使いこみがあり、生活が不安定になり相談が入った。

1 家族構成

- ・祖母（当時60代前半）、叔母（精神疾患の診断あり）、本児（当時は中学2年14歳）。
- ・母は近所に住んでいる。本児との関係は不良。当時、母は妊娠中で兄弟とは異父兄弟

2 経済状況

- ・祖母、叔母、就労収入あり。
- ・母は生活保護を受給。母は本児を介して祖母に金銭を要求することが度々あった。

3 母の状況

- ・パートナーとの関係は長く続かない。母は精神疾患の診断を受けている。

4 本児の状況

- ・母からの暴言・暴力などが日常的に家庭の中で起こっており、家の中で安心できない時間が多い。
- ・欠席日数が多く、学習面で不安を抱えている。本児は塾に行きたい気持ちはあるが、経済的なことを気にして通塾はあきらめていた。
- ・こども未来センターのデータベースみまもりでは支援必要対象者として抽出されていた。
- ・市に相談した10日後、オーバードーズ(薬物過剰摂取)による自殺未遂を起こす。

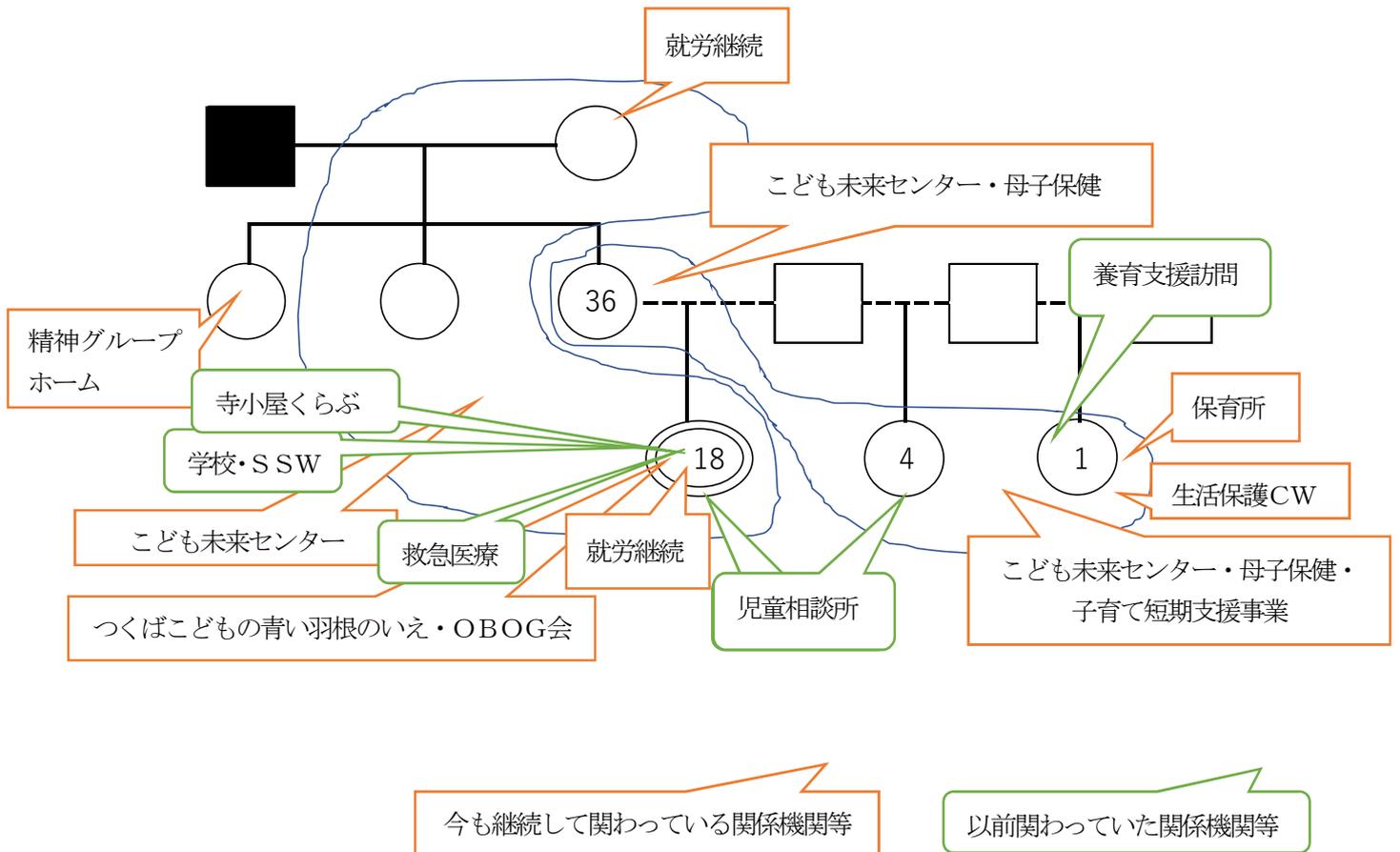
5 家庭をサポートする関係機関

- ・退院後、家庭に居場所がなく、複合的な課題を抱えている子どもの安全・安心な居場所の提供が必要と判断し、「つくばこどもの青い羽根のいえ」の利用を開始

- ・中学校ではSSWが継続して本児に関わり、見守っていた。
- ・つくばこどもの青い羽根のいえは週3回利用。スタッフには進路のことを相談することができた。
- ・高校に入学してからも、人や社会資源とは緩やかに繋がっている。関係機関も支援者も緩やかに関わり続けることが必要

【エコマップ（本児を中心とした社会資源等の関係図）】※現在の世帯の状況

- ・本児世帯が地域にある社会資源や関係機関とつながった（つながっている）環境変化について



第2期つくば市こども未来プラン実施事項重点項目事業

資料7

(1) 分野横断的な支援

No	事業番号	重点項目	実施項目	担当課
1	1-1	○	こども未来センターを中心とした支援の連携体制の構築	こども未来センター
2	1-2		子どもの支援に関する庁内連携体制の推進	こども未来センター
3	1-3		つくば市こども未来懇話会	こども未来センター
4	2-1	○	子どもに関するデータベースの運用の推進	こども未来センター
5	2-2		学校生活総合質問調査i-check（非認知能力等判定）の実施	学び推進課
6	3-1		相談支援の体制強化	こども未来センター
7	3-2		子どもの支援の担い手の育成・確保	こども未来センター
8	3-3		学習・居場所支援事業者向け研修・意見交換会	こども未来センター

(2) 教育の支援

No	事業番号	重点項目	実施項目	担当課
9	1-1	○	不登校児童生徒支援事業	学び推進課
10	1-2	○	スクールソーシャルワーカー配置事業	教育相談センター
11	1-3		特別支援教育に関する就学相談、教育相談	特別支援教育推進室
12	1-4		外国にルーツのある児童・生徒に対する日本語指導	学び推進課
13	2-1	○	生活困窮世帯等への学習支援	こども未来センター
14	2-2		放課後子供教室	こども育成課
15	2-3		つくば未来塾	生涯学習推進課
16	3-1		生活保護制度における教育扶助（小学校・中学校・義務教育学校）	社会福祉課
17	3-2		就学援助（小学校・中学校・義務教育学校）	学務課
18	3-3		遠距離通学費補助金事業（小学校・中学校・義務教育学校）	学務課
19	3-4		高等学校等通学定期券購入支援・高校生自転車等通学支援	教育総務課
20	3-5		幼児教育・保育の無償化	幼児保育課

(3) 生活の安定に資するための支援

No	事業番号	重点項目	実施項目	担当課
21	1-1	○	こども未来センターにおける切れ目のない支援	こども未来センター
22	1-2		伴走型相談支援（つくば市出産・子育て応援給付金事業）	こども未来センター
23	1-3	○	支援対象児童等見守り強化事業	こども未来センター
24	2-1	○	居場所づくり支援事業	こども未来センター
25	2-2		みんなの食堂事業補助金	こども未来センター
26	2-3		アフタースクールモデル事業	こども育成課
27	3-1		生活困窮者自立支援事業	社会福祉課
28	3-2	○	つくば市高等職業訓練促進給付金等事業	こども政策課
29	3-3		ペアレント・トレーニングの実施	こども未来センター
30	3-4		子育て短期支援事業	こども未来センター

(4) 経済的支援

No	事業番号	重点項目	実施項目	担当課
31	1-1	○	子どもの学習塾代等の助成	こども未来センター
32	1-2	○	部活動地域移行による負担額補助	学び推進課
33	2-1		児童扶養手当の支給	こども政策課
34	2-2		つくば市ひとり親家庭等児童福祉金制度	こども政策課
35	2-3		ひとり親家庭養育費確保支援事業	こども政策課
36	2-4		児童クラブ利用料の免除・助成の実施	こども育成課

第2期つくば市子ども未来プラン 実施事項重点項目

実施項目名	(1)1-1 子ども未来センターを中心とした支援の連携体制の構築		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市の子ども支援を担う「子ども未来センター(子ども家庭センター)」を中心とし、各支援機関と連携を図る体制を構築する。 ・子ども未来支援担当者会議 子ども未来センターにおいて、子どもの支援に関わる、子ども家庭支援員、スクールソーシャルワーカー、保健師等の支援者間の連携の推進を目的に開催する。		
掲載ページ	12	担当課名	子ども未来センター

取組内容	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援を切れ目なく対応するため、関係機関との連携体制を強化する。		
R6年度実施状況	月1回、同じ地区(学区)を担当する子ども家庭支援員とSSWとで連携会議を開催し、互いに支援しているケースの情報共有及び支援の方向性について確認した。子ども未来センター内で妊産婦、乳幼児のケースについて統括支援員を中心に、子ども家庭支援員と保健師等、児童福祉と母子保健との連携を行った。		
R7年度事業計画	子ども家庭支援員とSSWとの連携会議は2か月に1回実施することを継続しつつ、必要時には適宜支援の方向性の確認のための情報共有や連携をする。子どもを中心とした重層的な支援の構築を図る。		
R7年度予算	44,326千円		
その他			

実施項目名	(1)2-1 子どもに関するデータベースの運用の推進		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子どもを早期発見することを目的に、1年生から9年生を対象とした子どもの支援に関するデータベースを作成し、アウトリーチ支援・プッシュ型支援が届きやすくするための取組を進める。 ・支援対象者について、未就学児を含めることを検討する。 ・データベースの安定的な運用を目的とし、システム化に取り組み、事業効果の検証や、支援が必要な子どもの経年変化の検証などへの活用について検討する。 		
掲載ページ	13	担当課名	子ども未来センター

取組内容	子どもに関する情報を網羅的に掲載するデータベースを構築することで、困難を抱える子どもを早期に発見し、アウトリーチ型支援・プッシュ型支援を実施することにより、誰一人見落とさず、児童・生徒一人一人に寄り添った支援につなげる。		
R6年度実施状況	データベースにより支援が必要と判断された児童生徒について、学校の所見等を踏まえて支援方針を検討し、アウトリーチ型の支援等を実施した。また、データベース運用の安定性及び効率性の向上のため、システム化の検討を開始した。		
R7年度事業計画	前年度と同様に、データベースにより支援が必要と判断された児童生徒について、学校の所見等を踏まえて支援方針を検討し、アウトリーチ型の支援等を実施する。また、データベース運用の安定性及び効率性の向上のため、システム化の検討を継続する。		
R7年度予算	198千円		
その他			

実施項目名	(2)1-1 不登校児童生徒支援事業		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の相談や教育支援を行う専任職員を配置した校内フリースクールを設置し、不登校児童生徒などを支援する。また、民間フリースクールに対して補助金を交付することで、不登校児童生徒の学習や相談の機会や居場所を確保し、児童生徒が社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実を図る。 ・不登校児童生徒の現状や支援ニーズの把握に努め、支援の現状を把握した上で、学校、スクールソーシャルワーカー、不登校児童生徒を支援する者等が連携、協力して取組を行う。 		
掲載ページ	14	担当課名	学び推進課
取組内容	<p>①校内フリースクール 教室に行けない又は行きづらい児童生徒に対し、学校内に教室以外の居場所を設け、専任職員を配置して学習支援や相談支援を行う。全ての市立学校で実施している。</p> <p>②民間不登校児童生徒支援事業利用者支援交付金 要件を満たした不登校児童生徒支援事業を利用した場合の利用料について、1月当たり上限20,000円まで補助する。</p> <p>③民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金 要件を満たしたつくば市内の不登校児童生徒支援施設に対し、事業に要する経費の一部を補助する。</p>		
R6年度実施状況	<p>①校内フリースクール 全ての市立学校において開設した。年間での1日当たりの平均利用者数は、小学生が96.4人、中学生が67.8人、合計164.2人であった。</p> <p>②民間不登校児童生徒支援事業利用者支援交付金 121人に交付した。</p> <p>③民間不登校児童生徒支援施設事業費補助金 4施設に交付した。補助を決定した施設は、利用状況報告書を毎月作成し、子供の様子や活動内容等について学校と共有している。</p>		
R7年度事業計画	事業継続予定		
R7年度予算	<p>①300,389千円</p> <p>②24,000千円</p> <p>③33,200千円</p>		
その他			

実施項目名	(2)1-2 スクールソーシャルワーカー配置事業		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や生活環境が心配な児童生徒に対し、生活相談やアウトリーチ、適切な機関と連携し、生活環境の改善を図る。 ・スクールソーシャルワーカーに対し、定期的な研修を実施したり、外部・専門機関と連携したりすることで、丁寧かつ適切な支援体制の強化に取り組む。 		
掲載ページ	14	担当課名	教育相談センター

取組内容	各学校からの派遣要請に応じ、児童生徒の置かれた生活環境に働きかけ、関係諸機関と連携して、児童生徒及びその保護者に対する支援を行う。 ・市内拠点校18校にスクールソーシャルワーカーを配置
R6年度実施状況	市内の拠点校にスクールソーシャルワーカーを配置することにより、問題を抱える児童生徒の相談に対応し、関係機関等との連携や調整を行うことができた。 令和6年度の支援件数は4,349件(前年比+238件)、相談者数1,347件(前年比+92件)で、相談件数は増加傾向にあり、内容も高度化、複雑化している。 相談内容の主な内訳は、家庭環境、不登校、心の健康、発達障害、貧困、児童虐待疑いとなっており、年々広範囲で複雑な案件が増えている。
R7年度事業計画	【令和7年度】34,398千円 引き続き現在の体制を維持し、拠点校のスクールソーシャルワーカーを配置して各種支援を行う。
R7年度予算	34,398千円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカーへのニーズが高まってきているが経験者が少なく、人数の安定した確保が課題である。 ・定例研修以外に、毎月グループミーティングを実施することにより、困難事案の解決や情報共有を行っている。また、こども未来センターの支援員と情報共有を行うことで、対応の幅が広がっている。

実施項目名	(2)2-1 生活困窮世帯等への学習支援		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護または就学援助受給世帯の主に4年生から9年生の子どもに対して、学習支援や安心できる居場所の提供を目的として、無料の学習会(つくばこどもの青い羽根学習会)を実施する。 ・生活困窮世帯の子どもが地域や家庭の状況によらず利用できる学習支援の実施のため、自宅から学習支援拠点までの距離や家庭の状況によらず、子どもが利用しやすい環境作りに取り組む。 ・高校生世代を対象に、進学を目指すための学習環境の提供や、居場所として通うことを目的とした学習支援について検討を進める。 		
掲載ページ	15	担当課名	こども未来センター

取組内容	<p>貧困の連鎖を断ち切るため、生活保護または就学援助受給世帯の4～9年生の児童生徒に対して、学習支援や安心できる居場所の提供等(つくばこどもの青い羽根学習会)を行う。</p> <p>学習支援団体と協定を締結し、協働事業として実施しており、事業者同士の事例共有・連携強化のため、定期的に連絡会議を開催している。</p>
R6年度実施状況	<p>令和6年度は学習会教室数20か所で開催。利用人数は391名と経済的に困難を抱える子どもたちに学習支援・居場所の提供を行うことができた。</p> <p>学習支援団体とは連絡会議を行い、事例の共有や連携強化を行った。</p>
R7年度事業計画	<p>令和7年度は学習会教室数を1か所増加し、全21か所で学習会を開催する。7月2日現在で、333人が学習会を利用している。</p> <p>学習支援団体とは連絡会議を行っており、今後も実施予定。</p>
R7年度予算	45,655千円
その他	

実施項目名	(3)1-1 こども未来センターにおける切れ目のない支援		
事業概要	・こども未来センターを設置し、児童福祉分野と母子保健分野を統合して、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行う。		
掲載ページ	16	担当課名	こども未来センター

取組内容	妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全ての子どもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行う。		
R6年度実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健コーディネーターや保健師等の専門職を配置し、妊娠届出時やあかちゃん訪問での養育者面談、妊娠8か月アンケートや「つくっこ！すくすくアプリ」での情報発信等を通して、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行った。また、必要に応じてサポートプランを作成し、サポートプランに策定されたサービスについては、本人・家族・関係機関との調整のうえ、必要な支援が提供されるよう連絡・調整を行った。 ・児童福祉との連携が必要なケースに対して、合同ケース会議10回開催し、11件の検討を行い、必要な支援を提供した。 		
R7年度事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、伴走型相談支援や、関係機関等との連絡・調整、児童福祉との合同ケース会議等を行う。 ・乳幼児期の支援体制強化のため、支援方針会議や連携会議の体制を整える。 		
R7年度予算	44,326千円		
その他			

実施項目名	(3)1-3 支援対象児童等見守り強化事業		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等のいる家庭を訪問し、子どもを見守り、必要な支援につなげるための事業を新たに実施する。 ・訪問・見守りの方法について、事業を検証しながら、より効果的に支援につなげられるよう取組を進める。 		
掲載ページ	16	担当課名	こども未来センター

取組内容	児童虐待リスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市の要保護児童対策地域協議会の台帳に登録している児童等を月2回、戸別に訪問し、食事(弁当)を提供するとともに、世帯の見守りを行う。		
R6年度実施状況	モデル事業として、直営で実施。要保護児童対策地域協議会の台帳登録している要保護児童等の中で、所属等がない若しくは所属等での確認が困難な状況にある6世帯に対して、10月から消耗品(レトルト食品、離乳食、ミルク、オムツ等)を持参し月2回、子ども家庭支援員が訪問し、様子確認を行った。		
R7年度事業計画	相談事業等の実施経験のある事業者と委託契約を行い、7月より対象児童等の自宅に月2回の訪問にて、見守りを行うと共に適宜支援につなげる。		
R7年度予算	4,435千円		
その他			

実施項目名	(3)2-1 居場所づくり支援事業		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・複合的な困難を抱える子どもの居場所支援として「青い羽根のいえ」を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、子どもや保護者への相談支援や関係機関へのつなぎ等、包括的な支援を実施する。 		
掲載ページ	16	担当課名	こども未来センター

取組内容	複合的な困難を抱える1～9年生の児童生徒を対象に、子どもの生活習慣の改善や孤立の防止を目的に、基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習の習慣付けや社会性を育むための取組、その他、食事の提供や送迎等を行う居場所支援事業を実施する。
R6年度実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点数:1か所、利用児童数:15人 ・支援対象者への基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習の習慣づけや社会性を育むための取組等を実施した。
R7年度事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度と同様に、支援対象者への基本的な生活習慣の習得支援や生活指導、学習の習慣づけや社会性を育むための取組等を実施する。 ・拠点の増設による受け皿の拡充を行う。
R7年度予算	45,631千円
その他	

実施項目名	(3)3-2 つくば市高等職業訓練促進給付金等事業		
事業概要	<p>・ひとり親家庭の保護者が就職の際に有利となり、生活の安定に役立つ資格を取得するために、養成機関で半年以上修業する場合に、生活費の支援として給付金を支給する。さらに資格取得期間中の生活の安定をより図るため、高等職業訓練促進給付金に加えて市独自の給付を行い、保護者の自立を支援する。</p>		
掲載ページ	17	担当課名	こども政策課

取組内容	<p>20歳未満の児童を養育しているひとり親家庭の母又は父が就職の際に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で6月以上修業する場合に、給付金(3種)を支給する。</p> <p>対象資格:看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、理容師、美容師、栄養士、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、デジタル分野等の民間資格 など</p> <p>○ 高等職業訓練促進給付金(修業全期間。上限48月): 住民税非課税世帯100,000円 ※最後の12月のみ140,000円 住民税課税世帯70,500円 ※最後の12月のみ110,500円</p> <p>○ 高等職業訓練修業者支援給付金(市独自) (最後の12月を除く修業期間。上限36月): 一律40,000円</p> <p>○ 高等職業訓練修了支援給付金(1回(カリキュラム修了日後)): 住民税非課税世帯50,000円 住民税課税世帯25,000円</p>
R6年度 実施状況	<p>・令和6年度は38名(新規15名、継続23名)へ高等職業訓練促進給付金を支給した。 (内訳)社会福祉士3名、看護師9名、准看護師4名、Webクリエイター能力認定試験7名、美容師4名、2級建築士2名、日本語教師3名、保育士1名、行政書士1名、精神保健福祉士1名、宅地建物取引士1名、調理師1名、VBAエキスパート1名</p> <p>・事業については、市広報紙(5・8・11・1・3月号)への記事掲載のほか、児童扶養手当現況届結果通知の発送時にチラシを同封する等の周知を行った。また、本事業に関する相談は、窓口にて随時行った。</p>
R7年度 事業計画	引き続き、定期的な広報紙への事業案内記事の掲載や児童扶養手当受給者への通知にチラシを同封する等、事業の周知を行う。
R7年度 予算	47,907千円
その他	

実施項目名	(4)1-1 子どもの学習塾代等の助成		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、学習塾の利用にかかる授業料の一部を助成する。 ・経済的困窮を抱える世帯に対し、子どもの進学に向けた支援をすることで家庭の経済的負担の軽減に向けた取組を検討する。 		
掲載ページ	18	担当課名	こども未来センター

取組内容	<p>市内の中学校・義務教育学校に在籍する7～9年生のうち、生活保護や就学援助の受給世帯の生徒に対し、学習塾の利用にかかる授業料の一部を助成し、子どもたちに学びの機会を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か月当たり上限5,000円、交付決定月～翌年2月分 ・定員20名(4月に最大11か月分の交付決定をした場合) ・つくばこどもの青い羽根学習会利用者は対象外
R6年度実施状況	<p>令和6年度は43名から申請があり、20名へ交付決定をした。交付要件を満たす9年生全員に交付することができている状況。</p> <p>利便性の向上を図るため、令和6年度からいばらき電子申請サービスでの申請受付を開始した。半数以上は電子申請を利用している。</p>
R7年度事業計画	<p>交付申請状況に留意し、事業を継続する。利用状況を踏まえ、利用人数等の拡充の必要性を検討する。</p>
R7年度予算	1,100千円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の申請状況等を踏まえ、助成対象者人数や助成額の評価を行い、利用者のニーズに対応できるよう、つくばこどもの青い羽根学習会事業等の他の教育支援の状況も踏まえ、内容の見直しを検討していく。

実施項目名	(4)1-2 部活動地域移行による負担額補助		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の中学校又は義務教育学校に在籍する7年生から9年生の保護者で、生活保護又は就学援助を受給している方を対象に、地域クラブ活動参加費用を助成する。 ・生活に困窮する家庭の経済的負担の軽減を図ることにより、生徒のスポーツ及び文化芸術の活動の機会が確保されるように取り組む。 		
掲載ページ	18	担当課名	学び推進課

取組内容	部活動地域移行の一環として、地域クラブ活動に参加する生徒の保護者のうち、生活に困窮するものについてつくば市地域クラブ活動参加者支援交付金を交付することにより、経済的負担を軽減し、生徒のスポーツ及び文化芸術活動の機会を確保する。 ※交付条件 つくば市に住民登録があり居住していること生活保護又は就学援助を受けている世帯であること、市税の滞納がないこと。 年間24,000円が交付上限。
R6年度実施状況	令和6年度は、交付要件を満たす19名へ交付決定をした。
R7年度事業計画	交付申請状況に留意し、事業を継続する。活用しやすいように、申請締め切りを支払い翌月の20日までではなく、3月20日までに改正予定。
R7年度予算	1,512千円
その他	令和7年度の申請状況を踏まえ、助成対象人数の評価を行い、予算化する。 事業に関する周知を、学校及びクラブの両面から実施する。

こども未来センター

市役所
2階



妊娠・出産期

初めての妊娠
出産で不安

産前産後の身体・
メンタルが心配



乳幼児期

子育て、しつけを
どうしたらよいのか？

子どもの成長・発
達が気になる



学童期

子どもを怒鳴ったり、
叩いてしまう

ゲームばかりして
学校に行きたがらない



思春期

子どもが反抗期で
困ってる

子どもが昼夜逆転した
生活をしている



相談窓口



キッズスペース



問合せ つくば市こども部こども未来センター
所在地 研究学園一丁目1番地1 本庁舎2階(42番窓口)
電話 029-883-1111(代表) FAX 029-828-6203





妊婦



母子

こども未来センター



子育て世帯



子ども

皆さんからの相談に応じ、児童福祉と母子保健の両面から一体的な支援を検討し、関係機関と連携しながら必要な支援につなぎます。

子育て相談支援係

乳幼児期から18歳未満の子どもやその家庭、妊産婦が持つ、不安や悩みをサポートします。

- ・こども家庭相談(家庭環境、親子関係、児童虐待など)
- ・子育て短期支援事業
- ・ペアレントトレーニング
- ・母子生活支援施設・助産施設の入所 など

母子保健係

桜保健センター
谷田部保健センター
大穂保健センター

妊娠・出産期から子育て期(主に乳幼児期)までの子育てをサポートします。

- ・母子健康手帳の発行
- ・妊婦支援給付金
- ・妊婦等包括相談支援事業
- ・マタニティサロン
- ・産後ケア
- ・あかちゃん訪問
- ・乳幼児健診
- ・すこやか健康相談 など

こども未来係

家庭の経済的な状況に左右されずに子どもたちが安心して学び、生活できる環境づくりのサポートをします。

- ・つくばこどもの青い羽根学習会
- ・居場所づくり事業
- ・みんなの食堂
- ・子どもの学習塾代助成
- ・新たな子どもの体験活動事業
- ・つくばこどもの青い羽根基金 など



連携しながらさまざまな支援につなぎます

児童相談所

関係機関・各種サービス

みんなの食堂、幼稚園・保育所、教育・学校、ショートステイ
家事支援サービス、放課後児童クラブ・児童館
家や学校以外の子どもの居場所、医療機関、警察、
経済的支援、障害児支援、育児支援サービス など

母子保健事業に関する相談は、桜・谷田部・大穂保健センターにおいても行っています。

桜保健センター:029-857-3931
谷田部保健センター:029-838-1100
大穂保健センター:029-864-7841

こども未来センターの場所

